

も り
森林づくり活動公募事業
【実施の手引き】



令和7年度版

目 次

1 提出書類一覧表	P 1
-----------------	-----

2 事業実施における留意点

(1) 補助金交付決定額は、必ずしも交付される補助金額ではありません！	P 2
(2) 活動の内容を変更する場合は、農林事務所にご相談ください！	P 2
(3) 補助金の大幅な減額が発生した場合は、変更承認の手続きが必要です！	P 2
(4) 団体情報に変更があった場合は、変更届の提出が必要です！	P 3
(5) 補助金額の確定には実績報告書の提出が必要です！	P 3
(6) 活動に要した経費の領収書は大切に保管してください！	P 4
(7) 活動状況などの写真や作成したチラシ（原本）の提出をお願いします！	P 5
(8) 活動する際は、「森林環境税PR用幟（のぼり）」を設置してください！	P 6
(9) 「参加者アンケート」を実施してください！	P 6
(10) 「実施団体自己評価」を実施してください！	P 6
(11) 県へ提出する各種様式は、県ホームページに掲載しています！	P 7
(12) 参加者募集や活動情報の紹介などに、県ホームページをご利用ください！	P 7
(13) 保険の加入についてご確認ください！	P 8
(14) 消費税の申告状況をご報告ください！	P 9
(15) 安全講習会の積極的な受講をお願いします！	P10

【おしらせ】

○ 森林づくり活動の総合相談窓口について	P11
○ 企業等による森林づくり活動情報について	P12

3 資料集

● 事業決定通知書	P13
● 交付申請書	P14
● 交付決定通知書	P24
● 打合せ書	P25
● 変更承認申請書	P27
● 概算払請求書	P33
● 実績報告書	P40
● 額の確定通知書	P46
● 消費税仕入控除税額等報告書	P47
● 開催日報告	P51
● 活動参加者アンケート	P52

● アンケートとりまとめ表	P53
● 公募事業自己評価	P54
● 変更届	P55
● 債権者登録申出書	P57

4 Q & A	P59
--------------------------	------------

5 書類提出先、問合せ先一覧	P74
-----------------------------	------------

1 提出書類一覧表

内 容	提 出		該当 ページ
	書類	時 期	
企画が採択されたとき	【補助金交付申請】 ○補助金交付申請書 ○債権者登録申出書	概ね4月中旬	P14-23 P57-58
参加者の募集をしたいとき	【県のホームページへの掲載を希望する場合】 ○参加者募集チラシなど活動の概要やスケジュール	随時	P7
活動を紹介したいとき	【県のホームページへの掲載を希望する場合】 ○開催日報	活動毎	P7 P51
交付決定を受けた内容から変更があるとき	【3割を超える減額がある場合】 ○変更承認申請書	3割を超えて減額になることが明らかになったとき	P2 P27-32
	【経費や活動内容に変更が出る場合】 ○打合せ書	変更が生じる活動の前	P2 P25-26
	【団体名称や代表者、住所、役員等の変更がある場合】 ○変更届 ○債権者登録申出書(変更)	変更の都度(速やかに)	P3 P55-56 P57-58
活動の一部分について費用を請求したいとき	○概算払請求書	概算払を請求する活動の終了後	P3 P33-39
活動が全て終了したとき	【実績報告】 ○実績報告書 ○領収書の写し ○購入物品・活動の写真 ○事業実施団体向け自己評価 ○参加者アンケートとりまとめ表	事業完了から20日以内もしくは3月31日のいずれか早い日まで	P3-6 P40-45 P52-54
消費税の申告状況を報告するとき	○消費税仕入控除税額等報告書	補助金の交付を受けた年の翌年の6月30日まで	P9 P47-50

【区分】

	→必ず提出するもの
	→該当する場合に必ず提出するもの
	→要望する場合に提出するもの

※基準となる各種要綱等

- ・福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱
- ・福岡県森林づくり活動公募事業実施要領
- ・令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業募集要領

詳細については、県ホームページに記載している上記要綱等をご確認ください。

2 事業実施における留意点

(1) 補助金交付決定額は、必ずしも交付される補助金額ではありません！

■ 補助金交付決定額は予定額です。

○実際は、活動に要した経費を領収書等で確認し、補助金を交付します（千円未満切捨）。

○活動に要した経費が補助金交付決定額を上回る場合でも、補助金交付決定額を超える補助金の交付は行いません。

◆補助金交付額の算定方法：（例）補助金交付決定額：500,000 円の場合

	結果	活動に要した経費		補助金交付額
1	活動に要した経費<補助金交付決定額	450,000 円	→	450,000 円
2	活動に要した経費=補助金交付決定額	500,000 円	→	500,000 円
3	活動に要した経費>補助金交付決定額	600,000 円	→	500,000 円

○参加者総数が予定参加者総数に対し、1割を超えて下回った場合、補助金が減額となりますのでご注意ください。

確定補助金上限額 = 補助金交付決定額 × (参加者総数 / 予定参加者総数)

○ただし、参加者数の減少が、やむをえない理由と認められる場合は、補助金の減額は行いません。（※農林事務所と打合せ書による協議が必要です。）

(2) 活動の内容を変更する場合は、農林事務所にご相談ください！

■ 企画書の内容を変更する場合は、打合せ書（P25 参照）の提出が必要です。

○応募した企画書の内容については、軽微な変更（開催場所の変更、開催日の変更）以外は原則として認められません。

○購入する資材等の変更については、やむを得ない場合のみ認めています。

○安全対策に係る経費については、状況に応じて検討し、農林事務所と打合せ書による協議の上、適切に実施して下さい。

(3) 補助金の大幅な減額が発生した場合は、変更承認の手続きが必要です！

■ 交付決定額から3割を超えて減額となる場合は、変更承認申請（P27 参照）の提出が必要です。

○悪天候、災害による場所の消失等により活動規模を縮小せざる得ない場合や、参加者数が大幅に減少したことより補助金が減額になる場合など、3割を超える減額が判明した時点で、申請が必要です。

○該当する場合は、速やかに農林事務所に連絡してください。

(4) 団体情報に変更があった場合は、変更届の提出が必要です！

- 団体名称や代表者、住所、役員の変更があった場合は変更届（P55 参照）の提出が必要です。
 - 団体名称、代表者、住所等の情報が正しくないと、補助金を交付できなくなる場合があります。
 - 団体名称や代表者、住所等の変更により、債権者登録情報を変更する場合は、債権者登録申出書（変更）（P57 参照）を併せて提出してください。
 - 口座名義人や口座番号が変更する場合も債権者登録申出書（変更）（P57 参照）を提出してください。

(5) 補助金額の確定には実績報告書の提出が必要です！

- 最終的な補助金の額は、実績報告書の確認（審査）後に確定されます。
 - 複数回の活動のうち1回以上の活動が終了している場合は、それまでの活動に要した経費について、概算払として補助金の一部をお支払いすることもできます。（※概算払請求の手続きが必要です。農林事務所にご相談ください。）
 - 令和7年度の活動の実施期限等は、次のとおりです。

- ・活動の実施 →令和8年3月20日（金）まで
- ・実績報告の提出期限→事業完了年月日から20日以内、又は
令和8年3月31日（火）までのいずれか早い日

(6) 活動に要した経費の領収書は大切に保管してください！

- 実績報告書に添付する領収書(写し)が、補助金を交付する額の根拠資料となります。

○領収書などに不備がある場合は、補助金支払いの対象となりませんのでご注意ください。

◆認められない領収書の一例

(例1) 領収書の内容が「一式」などと記載し、内容が不明確

→内容は正確に記載してもらってください。

(例2) 領収書の日付が不整合

→補助金交付決定日から実績報告書提出日までの日付の領収書が対象です。領収書の日付には十分ご注意ください。

(例3) 領収書の内容がはっきり見えない

→領収書は写しで構いませんが、下記項目が判別できるよう、コピー濃度を濃い目に設定するなどの対応をお願いします。

確認必須項目：日付、金額、品目、数量

○原則、チェーンソーや刈払機等の高額な機材の購入費は補助対象経費となりませんので、ご注意下さい！（借り上げ（リース）費用は補助対象経費に含めることが可能です。）

○物品の購入等にあたっては、補助対象外としているものや、過大な数量を計上しないよう留意してください。

(7) 活動状況などの写真や作成したチラシ（原本）の提出をお願いします！

■ 事業実施の証拠として重要となります。

- 事業終了後、実績報告書に活動状況や購入した物品の写真、作成したチラシ等の原本を添付し提出してください。（複数回の活動を行う場合は、各活動日の状況写真の撮影をお願いします。）
- 提出いただいた写真や現場指導者が撮影した写真は、普及啓発用として県のホームページや冊子などで公開することがあります。

＜例：活動状況の分かる写真＞



集合写真などで、参加者数の規模がわかるようにすること！

＜例：購入した物品の分かる写真＞



(8) 活動する際は、「森林環境税PR用幟(のぼり)」を設置してください！

- 参加者に森林環境税を活用した活動であることを周知してください。
- 参加者などの人目に付く箇所に幟を設置するようご協力をお願いします。

○幟の取扱いについて

- ・ 各農林事務所林業振興課に保管してあります。
- ・ 随時貸与します。(在庫数量に限りがありますのでお早めに)
- ・ 使用後は、必ず返却をお願いします。



(9) 「参加者アンケート」を実施してください！

- 県では、活動に参加された皆様のご意見を今後の事業に活かしたいと考えていますので「参加者アンケート」の実施と集計にご協力をお願いします。

○実施方法

- ・ 参加者アンケートには、県で作成した様式(P52 参照)を利用してください。
- ・ 複数回の活動がある場合は、各実施日ごとに実施してください。ただし、参加者が同じ場合は、まとめて1回の実施でも構いません。
- ・ 団体独自で参加者アンケートを実施する場合は、同じ内容の質問があれば代替可能です。(独自アンケートに質問を入れ込んでいただく形での実施をお願いします。)

○提出方法

- ・ 参加者アンケートは回収し、参加者アンケートとりまとめ表(P53 参照)に集計し実績報告書に添付のうえご提出ください。(アンケート原本の提出は不要です。)

(10) 「実施団体自己評価」を実施してください！

- 活動を行った団体の皆様に自己評価を行っていただき、今後の森林づくり活動の継続や推進につなげていただきたいと考えていますので、「実施団体自己評価」の実施にご協力をお願いします。

○実施方法

- ・ 自己評価表(P54 参照)を利用してください。

○提出方法

- ・ 実績報告書に添付のうえご提出ください。

(1 1) 県へ提出する各種様式は、県ホームページに掲載しています！

- 「福岡県森林づくり活動公募事業のページ」から基準となる要綱等や県へ提出する各種様式のダウンロードができます。

○ホームページ検索はこちらまで

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/room-mori-koubo-syuryo.html>

福岡県森林づくり活動	検索
------------	----



県ホームページ QR コード

(1 2) 参加者募集や活動情報の紹介などに、県ホームページをご利用ください！

- 参加者募集や活動状況を県ホームページに掲載することができます。

○一般参加者を募集したい場合

- ・ 県ホームページに参加者募集案内を掲載したい場合は、チラシ等活動の概要やスケジュールを電子メール等で提出ください。
- ・ 受け入れ可能な範囲で、より多くの参加者募集を行っていただきますよう、お願いします。

○活動状況の掲載を希望する場合

- ・ 県ホームページに実施した活動状況を掲載したい場合は、「開催日報」（P 51 参照）を電子メール等で提出してください。
- ・ 複数回の活動がある場合は、各実施日ごとに提出をお願いします。
- ・ 活動状況を広く県民の皆様にご紹介したいので、活動後はご報告をお待ちしています。

(13) 保険の加入についてご確認ください！

- 各種保険に加入される場合は、どのような補償内容なのか、下記の点にご留意のうえ、再度のご確認をお願いします。

①加入した保険の内容はご存じですか？

○傷害保険:被保険者が傷害を負った場合に適用される保険

- ・ 動力付き対応 :チェーンソー・刈り払い機の使用
- ・ 動力付き非対応:ナタ・カマ・ノコギリ等手道具のみの現場(機械使用時は対象外)

※傷害とは、「急激性」「偶然性」「外来性」の三因子が全て満たされた場合に発生した心身への被害を意味します。

- ・ 蜂被害は、外来性で適用されますが、持病による疾患のみならず、心不全で倒れた場合の傷害や下草刈り時の熱中症などは、身体内部からの“病気”に原因するものとして対象外とされます。
- ・ 熱中症については、特約などで対応出来ることがあるので、保険内容を確認のうえ、必要な契約等をご検討ください！

○賠償責任保険:被保険者や被保険者以外の第三者(会員以外の参加者や家族、通行人など)を害し、または物的財産(家屋・車・電線等)を損壊した場合、当事者から損害賠償請求された場合に適用される保険

②加入保険の適用日は適切ですか？

○森林関係のボランティア保険では、あらかじめ加入時に1年間分の活動回数と保険が対象となる実施日まで特定し契約される場合が大半です。

○しかしながら、1年間分の活動計画が予定どおりに実施されることが困難なこと、ボランティア活動が気象や現地の植生状況に左右されるものであることから、事前であれば保険特定日を変更できる会社もあるので確認してみてください。

※特に、臨時の活動現場や実施日を変更した場合、その都度保険加入日となるのかご注意ください！

③加入保険の対象人数は確認できていますか？

○保険では、活動人数が増加すると事故発生率が高まると試算され、保険契約金額は高額になります。(活動する現場での最大人数を特定し契約される場合が大半です)

○この場合、契約要件は人数となりますので、例えば活動人数を20名で契約し実際は40名が活動していた時に事故が発生した場合においては、保険契約の契約違反で、一切保険金が支払われない可能性もあります。

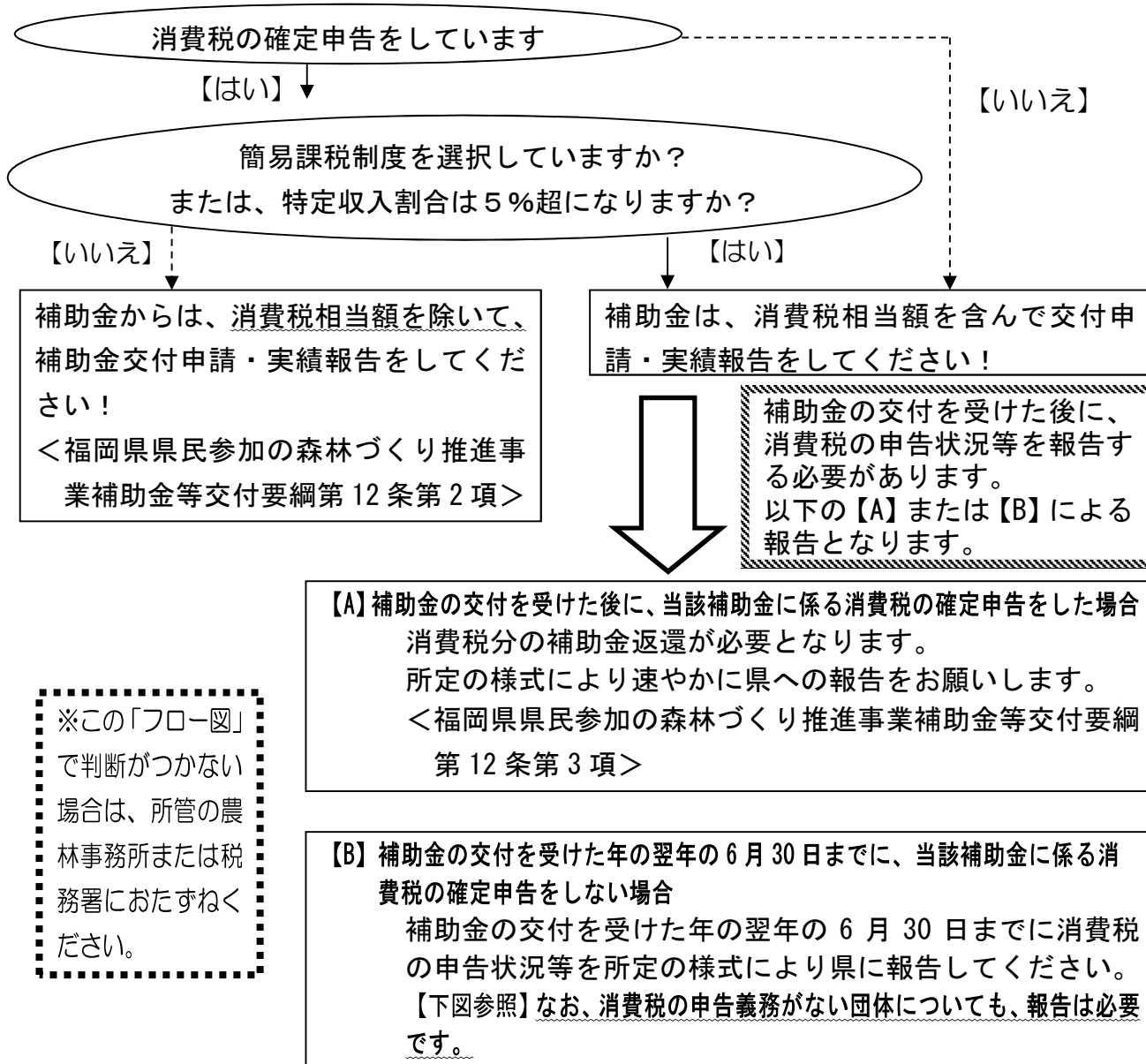
保険加入時には、保険代理店と十分にご相談・確認のうえ、必要な内容及び人数になるよう、ご注意願います！

(14) 消費税の申告状況をご報告ください！

- 消費税相当額を含めて補助金の支払いを受けた場合は、指定の様式（P47 参照）により消費税の申告状況を報告する必要があります。

○消費税の取り扱い確認フロー図(下記)をご確認のうえ、適正な処理にご協力をお願いします。

【消費税の取り扱い確認フロー】



※当該補助金の交付を受けた時期によって消費税仕入控除税額等の報告期限が異なります。(フロー図【B】の場合)



(15) 安全講習会の積極的な受講をお願いします！

- 初めて森林づくり活動公募事業に取り組む団体は、「基礎講座」と活動内容に合致した「専門講座」へ各2名の受講が必須です。
- 受講は無料ですが、内容によりテキスト代の負担が必要な場合があります。
- 令和7年度の詳細な日時については、今後県ホームページ等でお知らせします。

「基礎講座」: 森林の働き、安全管理、ケガの応急処置などの座学

「専門講座」: 下刈、除間伐、竹林整備などの実習

【お知らせ】

○森林づくり活動の総合相談窓口について

- 県では、県内の森林ボランティア団体やNPO、学校、県民等からの森林づくり活動に関する相談に対応し、必要な情報の提供、活動実施に向けた指導を実施することで、森林づくり活動の活性化及び県民の森林を守り育てる気運の向上を図ることを目的として、令和5年4月から、「森林づくり活動の総合相談窓口」を公益財団法人福岡県水源の森基金内に設置しました。ぜひご活用ください！

「森林づくり活動の総合相談窓口」

開設場所：公益財団法人 福岡県水源の森基金 緑化推進事業班

〈住所〉〒810-0001

福岡市中央区天神3丁目14-31

〈TEL〉 092-733-8877

○ホームページ検索はこちらまで

福岡県森林づくり活動総合相談窓口

検索

<https://www.fukuoka-moridukuri.com>



総合相談窓口QRコード



【お知らせ】

- 総合相談窓口ホームページでは、以下の情報を掲載しています。



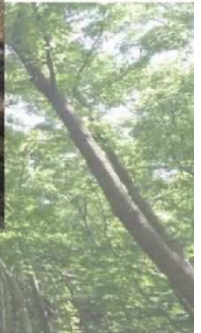
福岡県森林づくり活動総合相談窓口
「福岡もりづくり.com」トップページ

森林ボランティア情報

県内ボランティア団体の情報を公開しています。他団体との連携にご活用ください。

森林づくり活動や、森林ボランティア団体、森林ボランティアの支援制度を紹介します。

詳しく見る



ふくおか県民参加の森林(もり)づくり推進制度

企業の森林づくりや、森林づくりフィールドを紹介します。

詳しく見る



企業による活動情報も紹介しています。

取組事例

福岡県でのこれまでの実績は8件！

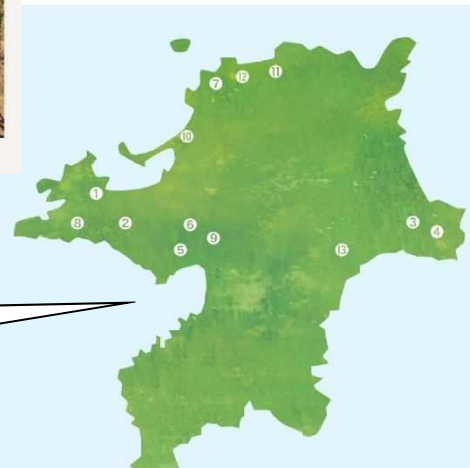
西部ガス ヒナタの森づくり（糸島市）
西部ガスグループでは、2017年2月、糸島市と森林づくり共働事業に関する協定を提携し、「西部ガス ヒナタの森」と名付けた森林づくりを行いました。

他事例はこちら
(別ページのリンクを参照)



県民参加の森林(もり)づくりフィールドマップ

「うたいたいだ、フィールドがよくわからない…」
ちに、ボランティアで森林づくりを行うことができる場所を紹介します。



森林づくり活動を行うことができる場所を紹介しています。

3 資料集

様式第2号

事業決定通知番号

7 林振第 号

令和7年4月〇日

再生の森を守る会

会長 博多 森男 殿

福岡県知事 服部 誠太郎 印

令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業決定通知書

令和 年 月 日付けで貴団体から応募のあった事業については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

活動名称	活動に係る総額 (円)	決定補助金額 (円)	備考
みんなで作る再生の森 癒しの空間づくり	311,550 円	300,000 円	<管轄農林事務所> 〇〇農林事務所

○当通知書は、事業が採択予定であるという通知です。

○実際に事業を開始するには、補助金交付申請（P. 14）を行い、交付決定（P24）を受けることが必要ですので、必ず交付申請書を提出して下さい。

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

（事業主体） 所在地
団体等の名称
代表者役職
（フリガナ）
代表者名 印
（記名押印に代えて、署名することができる。）

令和 年度福岡県森林づくり活動公募事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり福岡県森林づくり活動公募事業を実施したいので、補助金を交付されるよう、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の額 金 円

3 関係書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他関係書類

4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

【記入例】 交付申請書

様式第1号（第6条関係）

令和7年4月7日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

所在地は福岡県内であること

所在地 福岡県福岡市博多区東公園〇番〇号

団体等の名称 再生の森を守る会

代表者役職 会長

代表者名 ハカタ モリオ
博多 森男

印

（記名押印に代えて、署名することができる。）

押印に代えて署名でも提出可

令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業補助金交付申請書

令和7年度において、下記のとおり福岡県森林づくり活動公募事業を実施したいので、補助金を交付されるよう、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費 金 311,550円 事業決定通知書の「活動に係る総額」を記入

2 補助金の額 金 300,000円 事業決定通知書の「決定補助金額」を記入

3 関係書類

(1) 事業計画書 別紙1-1のとおり

(2) 収支予算書 別紙1-3のとおり

(3) その他関係書類

・活動計画書 別紙1-2のとおり

・支出明細書 別紙1-4のとおり

・団体調書 別紙1-5のとおり

・役員名簿 別紙1-6のとおり

・森林づくり活動運営アドバイザー調査 別紙1-7のとおり

企画書の別紙1-1～1-7
をそのまま添付

（別紙1-7は該当がある場合のみ添付）

※団体調書（別紙1-5）及び役員名簿（別紙1-6）についての
み、企画書提出時から
変更がある場合は、変更届（P55参照）を添えて変更後のものを添付。

4 事業完了予定年月日 令和8年3月10日

令和8年3月31日までの日付を記入

※ただし活動終了日は3月20日まで

応募区分	☐ STEP1 ☒ STEP2 ☐ STEP3 ☐ STEP4		
活動名称	<u>みんなで作る再生の森癒しの空間づくり</u>		
活動目的	<u>再生地区の裏山に当たる森林で、地域住民が除伐や下草刈りなどを行うことで、住民が入りやすく親しみのある里山林を形成してきた。引き続き、この森林を整備し、住民全体でこの森を守り育てることで、地域の連携を深め、森林保全の意識を高める。また、日頃自然の中で遊ぶことの少ない小学生を対象に、自然環境の中で森林の大切さを伝え、森林を次世代に引き継いでいく担い手の育成を目的とする。</u>		
活動内容 (複数選択可)	☒ 里山林の整備・保全 ☒ 森林環境教育 ☐ その他() ☐ 松林の整備・保全 ☐ 木育 ☐ 竹林の整備・保全 ☐ シンポジウム、発表会等屋内活動 ☐ スギ・ヒノキ林の整備・保全(☐ 下草刈り ☐ 植栽 ☐ 除間伐 ☐ 枝打ち) ☐ その他森林の整備・保全(☐ 下草刈り ☐ 植栽 ☐ 除間伐)		
活動に係る 総額	<u>311,550</u> 円	左の内、 補助金額	<u>300, 000</u> 円
予定参加者 総数	<u>120</u> 人 (うち県内: <u>120</u> 人)	活動予定 回数	<u>3</u> 回
活動に係る 補助金等の 受領予定	他の公的な補助金や交付金等を受けている、又は受ける予定はあるか？ ☐ 受けている、受ける予定 → (補助金等名称 :) ☒ 受けていない、受ける予定が無い		
安全確保	福岡県森林づくり活動安全講習会 受講の予定 : ☒ 有(☒ 基礎講座(座学)、 ☒ 専門講座(実技)) ☐ 無		
自己 PR 欄	<u>例年、地域住民による里山林の整備を年2回、整備した里山を活用した子供達を対象とした森林環境教育と植栽を年1回実施しております。</u> <u>今年度も是非継続して実施したいと考えています。</u>		

(注) 具体的な活動については、異なる活動ごとに活動計画書（別紙 1 - 2）を作成すること。

(注) 実績参加者総数が予定参加者総数を下回った場合、補助金額が減額になることがある。

【記入例】 交付申請書（別紙 1-2）

活動計画書（個別）

企画書の別紙 1-2 をその
まま添付
（複数の活動がある場合
は全て添付）

個別活動の 名称	<u>①再生の森整備</u>		
具体的な 活動内容	<u>再生の森において、団体会員が、下草やかん木類の伐採作業を刈払機等を用いて実施。</u>		
実施年月日	令和 <u>7</u> 年 <u>5</u> 月 <u>24</u> 日（ <u>土</u> ）（ <u>3</u> 回のうち <u>1</u> 回目の活動）		
予備日	令和 <u>7</u> 年 <u>5</u> 月 <u>25</u> 日（ <u>日</u> ）		
活動場所	住所	<u>福岡市〇〇区〇〇〇〇</u> （通称： <u>再生の森</u> ）	
	現地の 状況	<u>毎年、継続して整備を行っているが、まだまだ未整備の箇所が残っており、継続した整備が必要な状況</u> （現地の下見： ☒ 済み・ ☐ 今後予定）	
参加者募集 の方法	☐ ポスター、チラシ（ <u>〇〇地区広報誌</u> 、 <u>5月号に掲載</u> ）に掲示） ☒ 広報誌等（ <u>〇〇地区広報誌</u> 、 <u>5月号に掲載</u> ） ☐ ホームページ等 ☒ その他（公民館での声掛け）		
予定 参加者数	<u>30</u> 人 （予定参加者数のうち、一般募集による参加者数： <u>0</u> 人） （予定参加者数のうち、企業等連携相手からの参加者数： <u>0</u> 人） （予定参加者数のうち、団体関係者の参加者数： <u>30</u> 人）		
当日の スケジュール	時 間	概 要	詳 細
	<u>9:00</u>	<u>集合</u>	<u>集合後、準備体操・安全点検・熱中症注意喚起等を実施</u>
		<u>作業開始</u>	<u>30 分毎に休憩をいれ、水分補給等を行う</u>
	<u>11:00</u>	<u>作業終了</u>	<u>怪我の有無等の確認を実施</u>
	<u>11:30</u>	<u>解散</u>	<u>次回開催日等を周知し、解散</u>
安全確保	保険の加入： ☒ 有 ☐ 不要（理由： <u>〇〇</u> ） ヘルメット： ☒ 使用 ☐ 不要（理由： <u>〇〇</u> ） 救急箱の設置： ☒ 有 緊急時の連絡体制： ☒ 有		
	その他安全への配慮： <u>危険箇所や蜂などの情報を共有する</u>		
使用用具	☒ 鎌（かま） ☐ 鉋（なた） ☒ 鋸（のこ） ☒ 刈払機 ☐ チェーンソー ☐ 破砕機（チップパー） ☐ その他（ <u>〇〇</u> ）		
備考			

※異なる活動ごとに作成すること。

収支予算書

1 収入

区分	予算額 (円)	備 考
補助金	<u>300,000</u>	
自己負担金	<u>11,550</u>	
参加費	<u>0</u>	
その他	<u>0</u>	
合 計	<u>311,550</u>	

2 支出

区分	予算額 (円)	備 考
報償費	<u>2,750</u>	
旅費	<u>500</u>	
需用費	<u>134,700</u>	
役務費	<u>33,600</u>	
使用料及び賃借料	<u>140,000</u>	
その他	<u>0</u>	
計	<u>311,550</u>	

（注）区分毎の合計を記載すること。

なお、区分毎の内訳については、別途支出明細書（別紙 1 - 4）を作成すること。

支出明細書

区分	内容	数量	単価 (円)	金額 (円)	左の内、 希望補助金額 (円)	備考
報償費	講師謝金	<u>1</u>	<u>2,750</u>	<u>2,750</u>		<u>講師は森林インストラクターの資格を有し、これまで子供達を対象とした環境教育の実績多数。</u>
	小計			<u>2,750</u>	<u>2,750</u>	補助金上限額の 50%以内
旅費	講師旅費	<u>1</u>	<u>500</u>	<u>500</u>		<u>地下鉄往復代</u>
	小計			<u>500</u>	<u>500</u>	補助金上限額の 10%以内
需用費	消耗品費					
	<u>軍手（大人用）</u>	<u>30</u>	<u>50</u>	<u>1,500</u>		
	<u>軍手（子供用）</u>	<u>30</u>	<u>50</u>	<u>1,500</u>		
	<u>飲料水</u>	<u>30</u>	<u>160</u>	<u>4,800</u>		<u>子供用（会員は各自準備）</u>
	<u>ゴミ袋（10 枚入）</u>	<u>4</u>	<u>450</u>	<u>1,800</u>		
	<u>ガソリン携行缶</u>	<u>1</u>	<u>5,000</u>	<u>5,000</u>		<u>20L 用</u>
	燃料代					
	<u>混合油</u>	<u>14</u>	<u>150</u>	<u>2,100</u>		<u>7 台 × 2 回分</u>
	印刷製本費					
	修繕費					
	資材購入費					
	<u>くぬぎ苗</u>	<u>30</u>	<u>100</u>	<u>3,000</u>		
	<u>肥料</u>	<u>10</u>	<u>2,000</u>	<u>20,000</u>		<u>15Kg/袋</u>
	<u>鋸</u>	<u>10</u>	<u>5,000</u>	<u>50,000</u>		<u>鎌は各自持参するが、鋸は持っていないため購入</u>
	<u>スコップ</u>	<u>30</u>	<u>1,500</u>	<u>45,000</u>		
	小計			<u>134,700</u>	<u>123,150</u>	補助金上限額の 100%以内
役務費	<u>ボランティア保険</u>	<u>120</u>	<u>280</u>	<u>33,600</u>		
	小計			<u>33,600</u>	<u>33,600</u>	補助金上限額の 30%以内
使用料 及び 賃借料	<u>刈払機レンタル代</u>	<u>14</u>	<u>5,000</u>	<u>70,000</u>		
	<u>バス借上</u>	<u>1</u>	<u>70,000</u>	<u>70,000</u>		<u>植樹 1 台 × 1 回</u>
	小計			<u>140,000</u>	<u>140,000</u>	補助金上限額の 60%以内
その他						
	小計					補助金上限額の 10%以内
合計				<u>311,550</u>	<u>300,000</u>	

(注) 備考欄には、経費の具体的な内容を記載すること。

(注) 原則課税事業者の場合は税抜きの金額で作成すること。

(注) 必要に応じて、行を追加して作成すること

【記入例】交付申請書（別紙 1-5）

団体調書

企画書の別紙 1-5 をそのまま添付
企画書提出時から変更がある場合は、変更届（P55）を添えて変更後のものを添付

団体等の名称	<u>再生の森を守る会</u>			
代表者名	役職	<u>会長</u>	氏名	<u>博多 森男</u>
団体所在地	<u>〒812-8577 福岡市博多区東公園○番○号</u>			
団体連絡先	(電話)	<u>092-○○○-○○○○</u>	(FAX)	<u>092-○○○-○○○○</u>
	(E-mail)	<u>○○○○○○○@○○○</u>	(ホームページ)	<u>https://○○○○○○○○</u>
書類送付先	☐ 団体代表者宛 ・ ☒ 下記担当者宛 ・ ☐ その他(宛名:) <u>〒○○○-○○○ 福岡市中央区○○○○</u>			
担当者名	役職	<u>事務局長</u>	氏名	<u>森林 次郎</u>
担当者連絡先	(電話)	<u>092-△△△-△△△</u>	(FAX)	<u>092-△△△-△△△</u>
	(E-mail)	<u>△△△△△@○○○</u>		
設立目的	<u>地域住民と連携して荒廃森林を整備し、地域の自然環境を守ることを目的とする。</u>			
団体の構成員数	<u>50</u> 人			
財政状況	消費税の取り扱いに係る団体区分： ☒ 免税事業者 ・ ☐ 簡易課税事業者 ・ ☐ 原則課税事業者 会費徴収の有無： ☒ 有（ <u>500</u> 円/年） ☐ 無			
活動実績	<u>平成20年度に除伐、植栽を行い、翌年度から下草刈り、除伐、植栽を実施</u>			
安全講習	過去に、福岡県森林づくり活動安全講習会の受講 ☒ 有（ <u>2</u> 回） ・ ☐ 無			
企業等との連携の有無	連携 ☒ 有 ・ ☐ 無 ※連携有の場合、以降記入 連携団体名： <u>○○小学校</u> 連携団体の会員数： <u>150</u> 人 具体的な連携内容： ☐ 連携団体と協定を結んでいる ☐ 団体役員に連携団体の代表者が含まれている ☒ 3年以上同じ連携団体と活動を行ったことが確認できる			
森林づくり活動運営アドバイザー制度	他団体への講師派遣について（ ☒ 派遣できます ・ ☐ 派遣できません） ※派遣可の場合、別紙 1 - 7 にも必要事項を記入下さい。 他団体からの講師受入について（ ☐ 希望します ・ ☒ 希望しません）			

当団体は福岡県森林づくり活動公募事業実施要領及び募集要領に定める応募資格を満たしていることに相違ありません。

なお、上記の「団体所在地」・「団体連絡先」の情報について、福岡県ホームページ上で公開することを（☒ 承諾します。 ・ ☐ 承諾しません。）

【記入例】交付申請書（別紙 1-6）

役員名簿

本紙は、福岡県暴力団排除条例に基づき、役員が暴力団員等に該当するものです。役員全員の記入が必要です。

企画書の別紙 1-6 をそのまま添付
 企画書提出時から変更がある場合は、変更届（P55）を添えて変更後のものを添付

役 職	氏名のカナ (半角カタ)	氏 名	性別 (男 女)	生年月日 (T:大正、S:昭和、H:平成)
<u>会長</u>	<u>ハタ モリオ</u>	<u>博多 森男</u>	<u>男</u>	<u>S40.5.15</u>
<u>副会長</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	<u>女</u>	<u>S〇〇.〇〇.〇〇</u>
<u>理事</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	<u>女</u>	<u>S〇〇.〇〇.〇〇</u>
<u>理事</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	<u>男</u>	<u>S〇〇.〇〇.〇〇</u>
<u>事務局長</u>	<u>シリン ジロウ</u>	<u>森林 次郎</u>	<u>男</u>	<u>S43.1.10</u>

1. 記載された役員名簿について、福岡県が福岡県警察本部に照会することについて、異議ありません。
2. 虚偽の記載等が判明した場合は、採択の取消並びに補助金の返還申請等がなされても異存ありません。

【記入例】交付申請書（別紙 1-7）

森林づくり活動運営アドバイザー調査（表）

講師派遣元の団体名：

以下、講師の方の情報をご記入ください。

企画書の別紙 1-7 をそのまま添付

ふりがな	<u>はかた もりお</u>		
講師お名前	<u>博多 森男</u>		
ご住所	<u>〒812-8577</u> <u>福岡市博多区東公園〇番〇号</u>		
電話番号	<u>092-〇〇〇-〇〇〇〇</u>	F A X	<u>092-〇〇〇-〇〇〇〇</u>
E メール	<u>〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇</u>		
講師略歴	<u>・平成20年に再生の森を守る会に加入。</u> <u>・平成25年に再生の森を守る会の会長に就任。</u>		
経歴・資格など	<u>林業に従事して約20年。他団体の教育、技術指導に取り組んでいる。</u> 【資格】 <u>・林業作業士</u> <u>・車両系建設機械技能講習</u> <u>・伐木等機械特別教育</u>		
対応可能な日程について	該当箇所に ☒ 印をご記入ください ☒ ある程度、相談に応じることができる ☐ 日程を指定したい（以下の余白に記載） ☐ その他（ ）		

※当様式は、別紙 1 - 5（団体調書）の森林づくり活動運営アドバイザー制度の欄において、他団体への講師派遣可と回答した団体が記入して下さい。

※講師派遣を希望する団体に公開してよい内容をご記入ください。

※依頼が無い場合も考えられます。ご理解の程よろしくお願いします。

※裏面もご記入ください。

【記入例】 交付申請書（別紙 1-7）

森林づくり活動運営アドバイザー調査（裏）

提供できる講習プログラムについて

※複数ある方は用紙を追加してご記入ください。

講師名：

企画書の別紙 1-7 をそのまま添付

タイトル	<u>チェーンソーを使った間伐の方法</u>
内容	<u>チェーンソーを用いた安全な伐木造材作業についての講義。</u>
所要時間	<u>3 時間</u>
配布資料	☒ あり ☐ なし
備考	※道具や機材が必要な際はこちらにご記入ください。 <u>・パソコン、プロジェクタ使用。</u>
タイトル	
内容	
所要時間	
配布資料	☐ あり ☐ なし
備考	※道具や機材が必要な際はこちらにご記入ください。

※チェーンソー、刈払機など動力機械および危険度の高い講習は対象外とします。

7 林振第〇〇〇〇号

この番号が交付決定番号

（事業主体） 所在地
団体等の名称
代表者役職
代表者名

令和7年4月 日付けで申請のあった令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）及び福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱（平成20年3月31日付19林政第4302号。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、下記の条件を付けて金 円を交付します。

この金額が交付決定額

令和7年4月〇〇日

この日付が交付決定日

福岡県知事 服部 誠太郎

記

- 1 事業主体は、規則、要綱のほか、福岡県森林づくり活動公募事業実施要領の規定を遵守しなければならない。
- 2 事業主体は、事業主体が不正若しくは虚偽の申請をし、これによって補助金の交付を受けたことが明らかになった場合には、交付を受けた補助金を返還しなければならない。
- 3 事業主体は、補助金に係る収支簿及び証拠書類を整備し、当該事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

○交付申請書の内容を審査し、適当と認められるときは、この交付決定通知が届きます。

○交付決定日以前の日付の領収書は無効となります。交付決定日までは補助金を受けようとする物品の購入などは行わないよう注意して下さい。

担当	係員	係長	課長

森林づくり活動公募事業 打合せ書

団 体 名		団体担当書	
活 動 名 称		打 合 せ 日	令和 年 月 日
1 協議内容			
2 処理方針			

【記入例】打合せ書

担当	係員	係長	課長

森林づくり活動公募事業 打合せ書

団 体 名	<u>再生の森を守る会</u>	団体担当書	<u>博多 森男</u>
活 動 名 称	<u>みんなで作る再生の森癒やしの空間づくり</u>	打 合 せ 日	令和 <u>7</u> 年 <u>10</u> 月 <u>10</u> 日
1 協議内容 <u>ボランティア参加者による広葉樹の植栽を行う計画であるが、伐開の結果、当初想定以上の急傾斜地であったため、苗木や肥料等の資材運搬について多大な労力が必要となり、参加者の協力だけでは事業の円滑な実施が見込めないことから、新たに運搬車の借り上げを行いたいの</u> <u>で、協議します。</u> <u>新たに必要となる経費 : 賃借料（運搬車リース代） 30,000円</u> 経費が変更となる場合は、別紙 1-4 支出明細書を添付してください。 「1 協議内容」の部分を団体で記入し、農林事務所に提出してください。 2 処理方針 <u>事業実施のために必要な機材であることから、これを承認します。</u> <u>なお、補助対象事業費の増額に伴う補助金の増額変更はできませんので、ご了承願います。</u> 「2 処理方針」の部分は農林事務所が記入します。			

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

（事業主体） 所在地
団体等の名称
代表者役職
（フリガナ）
代表者名 印
（記名押印に代えて、署名することができる。）

令和 年度福岡県森林づくり活動公募事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった令和 年度福岡県森林づくり活動公募事業を、下記のとおり変更したいので、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第8条の規定に基づき、承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金交付申請額 金 円（前回の申請額 金 円）

4 関係書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

【記入例】変更承認申請書

様式第3号（第8条関係）

必要に応じて随時

令和8年2月5日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

交付申請書と同じ内容、もしくは、
変更届により変更した内容を入力

所在地 福岡県福岡市博多区東公園〇番〇号
団体等の名称 再生の森を守る会
代表者役職 会長
代表者名 ハカダ モリオ
博多 森男

印

（記名押印に代えて、署名することができる。）

交付決定通知(P. 24)の日付と文書番号を入力

押印に代えて署名でも提出可

令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業変更承認申請書

令和7年4月〇〇日付け7林振第〇〇〇〇号で補助金交付の決定のあった令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業を、下記のとおり変更したいので、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第8条の規定に基づき、承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

〇〇月〇〇日に開催予定だった植栽活動について、開催日及び予備日が荒天で中止となったため、別の日に規模を縮小して実施することになったため。

2 変更の内容

変更の理由及び内容については、簡潔に記入すること

参加者の減少による送迎用のバス借上料、消耗品費、保険料等の経費の変更。

3 補助金交付申請額 金184,000円（前回の申請額 金300,000円）

4 関係書類

(1) 事業計画書 別紙1-1、別紙1-2のとおり

(2) 収支予算書 別紙1-3、別紙1-4のとおり

5 事業完了予定年月日 令和8年3月10日

事業計画書、収支予算書については、変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

【記入例】変更承認申請書（別紙 1-1）

変更部分を 2 段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

事業計画書（総括）

応募区分	☐ STEP1 ☒ STEP2 ☐ STEP3 ☐ STEP4		
活動名称	<u>みんなで作る再生の森癒しの空間づくり</u>		
活動目的	<u>再生地区の裏山に当たる森林で、地域住民が除伐や下草刈りなどを行うことで、住民が入りやすく親しみのある里山林を形成してきた。引き続き、この森林を整備し、住民全体でこの森を守り育てることで、地域の連携を深め、森林保全の意識を高める。また、日頃自然の中で遊ぶことの少ない小学生を対象に、自然環境の中で森林の大切さを伝え、森林を次世代に引き継いでいく担い手の育成を目的とする。</u>		
活動内容 (複数選択可)	☒ 里山林の整備・保全 ☒ 森林環境教育 ☐ その他() ☐ 松林の整備・保全 ☐ 木育 ☐ 竹林の整備・保全 ☐ シンポジウム、発表会等屋内活動 ☐ スギ・ヒノキ林の整備・保全(☐ 下草刈り ☐ 植栽 ☐ 除間伐 ☐ 枝打ち) ☐ その他森林の整備・保全(☐ 下草刈り ☐ 植栽 ☐ 除間伐)		
活動に係る 総額	<u>(311,550 円)</u> <u>184, 150 円</u>	左の内、 補助金額	<u>(300, 000 円)</u> <u>184, 000 円</u>
予定参加者 総数	<u>(120 人)</u> <u>80 人</u> (うち県内: <u>(120 人)</u> <u>80 人</u>)	活動予定 回数	<u>3</u> 回
活動に係る 補助金等の 受領予定	他の公的な補助金や交付金等を受けている、又は受ける予定はあるか？ ☐ 受けている、受ける予定 → (補助金等名称 :) ☒ 受けていない、受ける予定が無い		
安全確保	福岡県森林づくり活動安全講習会 受講の予定 : ☒ 有(☒ 基礎講座(座学)、 ☒ 専門講座(実技)) ☐ 無		
自己 PR 欄	<u>例年、地域住民による里山林の整備を年2回、整備した里山を活用した子供達を対象とした森林環境教育と植栽を年1回実施しております。</u> <u>今年度も是非継続して実施したいと考えています。</u>		

(注) 具体的な活動については、異なる活動ごとに活動計画書（別紙 1 - 2）を作成すること。

(注) 実績参加者総数が予定参加者総数を下回った場合、補助金額が減額になることがある。

【記入例】変更承認申請書（別紙1-2）

活動計画書（個別）

変更部分を2段書きとし、
変更前を括弧書きで上段に
記載すること。

個別活動の 名称	<u>③森林環境教育及び広葉樹植栽</u>		
具体的な 活動内容	<u>再生の森において、団体から講師を招き、小学生を対象に森林環境教育を実施。</u> <u>紙芝居を使って、子ども達に森の働きを楽しく学んでもらう。</u> <u>その後植栽を実施。広葉樹の苗を子ども達1人1本ずつ用意し、全員に植栽を体験してもら</u> <u>う。</u>		
実施年月日	<u>(令和8年2月7日(土))</u> <u>令和8年2月6日(金)</u> （3回のうち 3回目の活動）		
予備日	令和8年2月8日(日)		
活動場所	住所	<u>福岡市〇〇区〇〇〇〇</u> (通称: <u>再生の森</u>)	
	現地の 状況	<u>毎年、継続して整備を行っているが、まだまだ未整備の箇所が残っており、継続した整備が必要な状況</u> (現地の下見： ☒ 済み・ ☐ 今後予定)	
参加者募集 の方法	☐ ポスター、チラシ()で配布、()に掲示) ☒ 広報誌等(<u>〇〇地区広報誌</u> 、 <u>1月号に掲載</u>) ☐ ホームページ等 ☒ その他(公民館・小学校での声掛)		
予定 参加者数	<u>(60人)</u> <u>20人</u> (予定参加者数のうち、一般募集による参加者数： <u>(30人)</u> <u>10人</u>) (予定参加者数のうち、企業等連携相手からの参加者数： <u>0人</u>) (予定参加者数のうち、団体関係者の参加者数： <u>(30人)</u> <u>10人</u>)		
当日の スケジュール	時 間	概 要	詳 細
	<u>9:30</u>	<u>会員集合</u>	<u>会員で作業場所に危険がないか最終確認</u>
	<u>10:00</u>	<u>子供集合</u>	<u>集合後、今日の作業内容等を説明</u>
		<u>環境教育</u>	<u>森の働きについて、簡単な紙芝居を実施</u>
	<u>10:30</u>	<u>植栽</u>	<u>子供達に広葉樹植栽を経験してもらう</u>
安全確保	保険の加入： ☒ 有 ☐ 不要(理由：) ヘルメット： ☒ 使用 ☐ 不要(理由：) 救急箱の設置： ☒ 有 緊急時の連絡体制： ☒ 有		
	<u>その他安全への配慮：危険箇所や蜂などの情報を共有する</u>		
使用用具	☒ 鎌(かま) ☐ 鉋(なた) ☒ 鋸(のこ) ☒ 刈払機 ☐ チェーンソー ☐ 破碎機(チップパー) ☐ その他()		
備考			

※異なる活動ごとに作成すること。

変更部分を 2 段書きとし、
変更前を括弧書きで上段に
記載すること。

1 収入

区分	予算額 (円)	備 考
補助金	<u>(300, 000)</u> <u>184, 000</u>	
自己負担金	<u>(11, 550)</u> <u>150</u>	
参加費	<u>0</u>	
その他	<u>0</u>	
合 計	<u>(311, 550)</u> <u>184, 150</u>	

2 支出

区分	予算額 (円)	備 考
報償費	<u>2, 750</u>	
旅費	<u>500</u>	
需用費	<u>(134, 700)</u> <u>88, 500</u>	
役務費	<u>(33, 600)</u> <u>22, 400</u>	
使用料及び賃借料	<u>(140, 000)</u> <u>70, 000</u>	
その他	<u>0</u>	
計	<u>(311, 550)</u> <u>184, 150</u>	

（注）区分毎の合計を記載すること。

なお、区分毎の内訳については、別途支出明細書（別紙 1 - 4）を作成すること。

変更部分を 2 段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

支出明細書

区分	内容	数量	単価 (円)	金額 (円)	左の内、 希望補助金額 (円)	備考
報償費	講師謝金	<u>1</u>	<u>2,750</u>	<u>2,750</u>		講師は森林インストラクターの資格を有し、これまで子供達を対象とした環境教育の実績多数。
	小計			<u>2,750</u>	<u>2,750</u>	補助金上限額の 50% 以内
旅費	講師旅費	<u>1</u>	<u>500</u>	<u>500</u>		地下鉄往復代
	小計			<u>500</u>	<u>500</u>	補助金上限額の 10% 以内
需用費	消耗品費					
	軍手 (大人用)	<u>30</u>	<u>50</u>	<u>1,500</u>		
	軍手 (子供用)	<u>(30)</u> <u>10</u>	<u>50</u>	<u>(1,500)</u> <u>500</u>		
	飲料水	<u>(30)</u> <u>10</u>	<u>160</u>	<u>(4,800)</u> <u>1,600</u>		子供用 (会員は各自準備)
	ゴミ袋 (10 枚入)	<u>4</u>	<u>450</u>	<u>1,800</u>		
	ガソリン携行缶	<u>1</u>	<u>5,000</u>	<u>5,000</u>		20L 用
	燃料代					
	混合油	<u>14</u>	<u>150</u>	<u>2,100</u>		7 台 × 2 回分
	印刷製本費					
	修繕費					
	資材購入費					
	くぬぎ苗	<u>(30)</u> <u>10</u>	<u>100</u>	<u>(3,000)</u> <u>1,000</u>		
	肥料	<u>(10)</u> <u>5</u>	<u>2,000</u>	<u>(20,000)</u> <u>10,000</u>		15Kg/袋
	鋸	<u>10</u>	<u>5,000</u>	<u>50,000</u>		鋸は各自持参するが、鋸は持っていないため購入
	スコップ	<u>(30)</u> <u>10</u>	<u>1,500</u>	<u>(45,000)</u> <u>15,000</u>		
	小計			<u>(134,700)</u> <u>88,500</u>	<u>(123,150)</u> <u>88,350</u>	補助金上限額の 100% 以内
役務費	ボランティア保険	<u>(120)</u> <u>80</u>	<u>280</u>	<u>(33,600)</u> <u>22,400</u>		
	小計			<u>(33,600)</u> <u>22,400</u>	<u>(33,600)</u> <u>22,400</u>	補助金上限額の 30% 以内
使用料 及び 賃借料	刈払機レンタル代	<u>14</u>	<u>5,000</u>	<u>70,000</u>		
	バス借上	<u>(1)</u> <u>0</u>	<u>(70,000)</u> <u>0</u>	<u>(70,000)</u> <u>0</u>		植樹 1 台 × 1 回 借上げなし
	小計			<u>(140,000)</u> <u>70,000</u>	<u>(140,000)</u> <u>70,000</u>	補助金上限額の 60% 以内
その他						
	小計					補助金上限額の 10% 以内
合計				<u>(311,550)</u> <u>184,150</u>	<u>(300,000)</u> <u>184,000</u>	

(注) 備考欄には、経費の具体的な内容を記載すること。

(注) 原則課税事業者の場合は税抜きの金額で作成すること。

(注) 必要に応じて、行を追加して作成すること

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(事業主体) 所在地
団体等の名称
代表者役職
(フリガナ)
代表者名 印
(記名押印に代えて、署名することができる。)

令和 年度福岡県森林づくり活動公募事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった令和 年度福岡県森林づくり活動公募事業について、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 概算払請求額

事業区分	事業費	交付決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		未受領額 (A-B-C)		事業完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合計	円	円	円	%	円	%	円	%		

2 概算払を必要とする理由

【記入例】概算払請求書

様式第5号（第10条関係）

1つ以上の活動が終了した場合に請求することができます。活動前は請求できません。

令和7年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

交付申請書と同じ内容、もしくは、
変更届により変更した内容を入力

所在地 福岡県福岡市博多区東公園〇番〇号
団体等の名称 再生の森を守る会
代表者役職 会長
代表者名 ヘカダ モリオ 博多 森男

印

（記名押印に代えて、署名することができる。）

交付決定通知（P. 24）の日付と文書番号を入力

押印に代えて署名でも提出可

令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業補助金概算払請求書

令和7年4月〇〇日付け7林振第〇〇〇〇号で補助金交付の決定のあった令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業について、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記により金147,000円を概算払によって交付されたく請求します。

事業名は「森林づくり活動公募事業」と記載する。

記

（今回請求額） / （交付決定額）

（未受領額） / （交付決定額）

1 概算払請求額

事業名	事業費	交付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		未受領額 (A-B-C)		事業完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
森林づくり活動公募事業	311,550 円	300,000 円	0 円	0%	147,000 円	49%	153,000 円	51%	令和8年 3月10日	
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合計	311,550 円	300,000 円	0 円	0%	147,000 円	49%	153,000 円	51%		

2 概算払を必要とする理由 自主財源が乏しく、事業の実施が困難のため

- 3 添付書類
- ・概算払請求に係る事業成績書 別紙2-1のとおり
 - ・概算払請求に係る活動実績報告書 別紙2-2のとおり
 - ・概算払請求に係る収支計画書 別紙2-3のとおり

実施要領の様式
を確認

【記入例】概算払請求書（別紙 2-1）

・概算払請求に係る支出明細書 別紙 2-4 のとおり

別紙 2-1

概算払請求に係る事業成績書（総括）

応募区分	☐ STEP1 ☒ STEP2 ☐ STEP3 ☐ STEP4		
活動名称	<u>みんなで作る再生の森癒しの空間づくり</u>		
活動目的	<u>再生地区の裏山に当たる森林で、地域住民が除伐や下草刈りなどを行うことで、住民が入りやすく親しみのある里山林を形成してきた。引き続き、この森林を整備し、住民全体でこの森を守り育てることで、地域の連携を深め、森林保全の意識を高める。また、日頃自然の中で遊ぶことの少ない小学生を対象に、自然環境の中で森林の大切さを伝え、森林を次世代に引き継いでいく担い手の育成を目的とする</u>		
活動内容 (複数選択可)	☒ 里山林の整備・保全 ☒ 森林環境教育 ☐ その他() ☐ 松林の整備・保全 ☐ 木育 ☐ 竹林の整備・保全 ☐ シンポジウム、発表会等屋内活動 ☐ スギ・ヒノキ林の整備・保全(☐ 下草刈り ☐ 植栽 ☐ 除間伐 ☐ 枝打ち) ☐ その他森林の整備・保全(☐ 下草刈り ☐ 植栽 ☐ 除間伐)		
活動に係る総額	<u>147,200</u> 円	左の内、補助金額	<u>147,000</u> 円
参加者総数	<u>60</u> 人	活動回数	<u>2</u> 回

(注) 具体的な活動実績については、異なる活動ごとに活動実績報告書（別紙 2-2）を作成すること。

「活動に係る総額」「左の内、補助金額」「参加者総数」「活動回数」は、概算払に係る活動について記入する。
別紙 2-2、別紙 2-3、別紙 2-4 と内容を一致させること。

【記入例】概算払請求書（別紙 2-2）

概算払請求に係る活動実績報告書（個別）

実施済みの活動について添付。
（複数の活動がある場合は全て添付）

個別活動の名称	<u>①再生の森整備</u>		
具体的な活動内容	<u>再生の森において、団体会員が、下草やかん木類の伐採作業を刈払機等を用いて実施。</u>		
実施年月日	令和7年5月24日（土）（3回のうち 1回目の活動）		
活動場所	<u>福岡市〇〇区〇〇〇〇</u> （通称：再生の森）		
参加者募集の方法	☐ ポスター、チラシ（ ）で配布、（ ）に掲示 ☒ 広報誌等（ <u>〇〇地区広報誌</u> 、 <u>5月号に掲載</u> ） ☐ ホームページ等 ☐ その他（ ）		
参加者数	32人 （参加者数のうち、一般募集による参加者数： 0人） （参加者数のうち、企業等連携相手からの参加者数： 0人） （参加者数のうち、団体関係者の参加者数： 32人）		
当日のスケジュール	時 間	概 要	詳 細
	<u>9:00</u>	<u>集合</u>	<u>集合後、準備体操・安全点検・熱中症注意喚起等を実施</u>
		<u>作業開始</u>	<u>30分毎に休憩をいれ、水分補給等を行う</u>
	<u>11:00</u>	<u>作業終了</u>	<u>怪我の有無等の確認を実施</u>
	<u>11:30</u>	<u>解散</u>	<u>次回開催日等を周知し、解散</u>
安全確保	保険の加入： ☒ 有 ☐ 不要（理由： ） ヘルメット： ☒ 使用 ☐ 不要（理由： ） 救急箱の設置： ☒ 有 緊急時の連絡体制： ☒ 有		
	その他安全への配慮： <u>危険箇所や蜂などの情報を共有</u>		
事故・怪我等の状況	☒ なし ・ ☐ あり（※ありの場合、状況を記載）		
使用用具	☒ 鎌（かま） ☐ 鉈（なた） ☒ 鋸（のこ） ☒ 刈払機 ☐ チェーンソー ☐ 破砕機（チップパー） ☐ その他（ ）		
参加者の感想	<u>再生の森がきれいになり、森林に親しみを感じた。</u>		
備考			

※異なる活動ごとに作

【記入例】概算払請求書（別紙 2-2）

実施済みの活動について添付。
（複数の活動がある場合は全て添付）

概算払請求に係る活動実績報告書（個別）

個別活動の 名称	<u>②再生の森整備</u>		
具体的な 活動内容	<u>再生の森において、団体会員が、下草やかん木類の伐採作業を刈払機等を用いて実施。</u>		
実施年月日	令和7年7月12日(土) (3回のうち 2回目の活動)		
活動場所	<u>福岡市〇〇区〇〇〇〇</u> (通称: <u>再生の森</u>)		
参加者募集の 方法	☐ ポスター、チラシ()で配布、()に掲示) ☒ 広報誌等(<u>〇〇地区広報誌</u> 、 <u>7月号に掲載</u>) ☐ ホームページ等 ☐ その他()		
参加者数	<u>28</u> 人 (参加者数のうち、一般募集による参加者数 : <u>0</u> 人) (参加者数のうち、企業等連携相手からの参加者数 : <u>0</u> 人) (参加者数のうち、団体関係者の参加者数 : <u>28</u> 人)		
当日のスケジュール	時 間	概 要	詳 細
	<u>9:00</u>	<u>集合</u>	<u>集合後、準備体操・安全点検・熱中症注意喚起等を実施</u>
		<u>作業開始</u>	<u>30分毎に休憩をいれ、水分補給等を行う</u>
	<u>11:00</u>	<u>作業終了</u>	<u>怪我の有無等の確認を実施</u>
	<u>11:30</u>	<u>解散</u>	<u>次回開催日等を周知し、解散</u>
安全確保	保険の加入 : ☒ 有 ☐ 不要 (理由:) ヘルメット : ☒ 使用 ☐ 不要 (理由:) 救急箱の設置 : ☒ 有 緊急時の連絡体制 : ☒ 有		
	その他安全への配慮 : <u>危険箇所や蜂などの情報を共有</u>		
事故・怪我等 の状況	☒ なし ・ ☐ あり (※ありの場合、状況を記載)		
使用用具	☒ 鎌(かま) ☐ 鉋(なた) ☒ 鋸(のこ) ☒ 刈払機 ☐ チェーンソー ☐ 破碎機(チップパー) ☐ その他()		
参加者の 感想	<u>これからも森林整備活動を続けていきたい。</u>		
備考			

※異なる活動ごとに作成すること。

【記入例】概算払請求書（別紙 2-3）

別紙 2-4 と内容を
一致させること。

概算払請求に係る収支計画書

1 収入

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	今回収入 計画 (円)	今後収入 見込額 (円)	備 考
補助金	<u>300,000</u>	<u>0</u>	<u>147,000</u>	<u>153,000</u>	
自己負担金	<u>11,550</u>	<u>0</u>	<u>200</u>	<u>11,350</u>	
参加費	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
その他	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
合 計	A <u>311,550</u>	B <u>0</u>	C <u>147,200</u>	D <u>164,350</u>	

2 支出

区分	予算額 (円)	支出済額 (円)	今回支出額 (円)	今後支出 見込額 (円)	備 考
報償費	<u>2,750</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2,750</u>	
旅費	<u>500</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>500</u>	
需用費	<u>134,700</u>	<u>0</u>	<u>60,400</u>	<u>74,300</u>	
役務費	<u>33,600</u>	<u>0</u>	<u>16,800</u>	<u>16,800</u>	
使用料 及び賃借料	<u>140,000</u>	<u>0</u>	<u>70,000</u>	<u>70,000</u>	
その他	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
合 計	A <u>311,550</u>	B <u>0</u>	C <u>147,200</u>	D <u>164,350</u>	

(注) 別紙 1-3 の予算額と対比させ、作成すること。

なお、区分毎の内訳については、別途概算払請求に係る支出明細書（別紙 2-4）を作成すること。

「予算額」には、交付申請書
（変更承認を受けた場合は、変
更承認申請書）に添付した収支
予算書の金額を記入する。「今回収入計画」および
「今回支出額」には、今
回請求する概算払に係る
金額を記入する。「収入済額」及び「支出済額」に
は、既に概算払で補助金を受け取っ
ている場合は金額を記入する。
受け取っていない場合は「0」を記入
する。「今後収入（支出）見込み
額」今回請求する概算払が支
払われた後の、収入、支出の
残額について記入する。
(D = A - B - C)

【記入例】概算払請求書（別紙 2-4）

別紙 2 - 4

概算払請求に係る支出明細書

「予算額」には、交付申請書（変更承認を受けた場合は、変更承認申請書）に添付した収支予算書の金額を記入する。

「収入済内容」には、既に概算払で補助金を受け取っている場合は金額を記入する。受け取っていない場合は「0」を記入する。

「今回支出内容」には、今回請求する概算払に係る金額を記入する。

「今後見込み額」には、今回請求する概算払が支払われた後の、支出の残額について記入する。

区分	内容	予算額		支出済内容			今回支出内容			今後見込み額 (円)	左の内補助金 充当額 (円)	備考
		事業費 (円)	左の内 補助金額 (円)	数量	支出額 (円)	左の内 補助金 充当額 (円)	数量	支出額 (円)	左の内 補助金 充当額 (円)			
報償費	講師謝金	<u>2,750</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>				
	小計	<u>2,750</u>	<u>2,750</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2,750</u>	<u>2,750</u>	
旅費	講師旅費	<u>500</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>500</u>		
	小計	<u>500</u>	<u>500</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	
需用費	消耗品費											
	軍手 (大人用)	<u>1,500</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>30</u>	<u>1,500</u>		<u>0</u>		
	軍手 (子供用)	<u>1,500</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>1,500</u>		
	飲料水	<u>4,800</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>4,800</u>		
	ゴミ袋 (10枚入)	<u>1,800</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>4</u>	<u>1,800</u>		<u>0</u>		
	ガソリン 携行缶	<u>5,000</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>1</u>	<u>5,000</u>		<u>0</u>		
	燃料代											
	混合油	<u>2,100</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>14</u>	<u>2,100</u>		<u>0</u>		
	印刷製本費											
	修繕費											
	資材購入費											
	くぬぎ苗	<u>3,000</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>3,000</u>		
	肥料	<u>20,000</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>20,000</u>		
	鋸	<u>50,000</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>10</u>	<u>50,000</u>		<u>0</u>		
	スコップ	<u>45,000</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>45,000</u>		
	小計	<u>134,700</u>	<u>123,150</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>60,400</u>	<u>60,200</u>	<u>74,300</u>	<u>62,950</u>	
役務費	ボランティア 保険	<u>33,600</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>60</u>	<u>16,800</u>		<u>16,800</u>		
	小計	<u>33,600</u>	<u>33,600</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>16,800</u>	<u>16,800</u>	<u>16,800</u>	<u>16,800</u>	
使用料 及び 賃借料	刈払機 レンタル代	<u>70,000</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>14</u>	<u>70,000</u>		<u>0</u>		
	バス借上	<u>70,000</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>70,000</u>		
	小計	<u>140,000</u>	<u>140,000</u>		<u>0</u>	<u>0</u>		<u>70,000</u>	<u>70,000</u>	<u>70,000</u>	<u>70,000</u>	
その他												
	小計											
合計		<u>A 311,550</u>	<u>a 300,000</u>		<u>B 0</u>	<u>b 0</u>		<u>C 147,200</u>	<u>c 147,000</u>	<u>D 164,350</u>	<u>d 153,000</u>	

(注) 備考欄には具体的な内容を記載すること。

(注) 原則課税事業者の場合は税抜きの金額で作成すること。

(注) 必要に応じて、行を追加して作成すること。

$$D = A - B - C$$

$$d = a - b - c$$

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

（事業主体） 所在地
団体等の名称
代表者役職
（フリガナ）
代表者名 印
（記名押印に代えて、署名することができる。）

令和 年度福岡県森林づくり活動公募事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった令和 年度福岡県森林づくり活動公募事業を下記のとおり実施したので、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第12条第1項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業成績書
- 2 収支精算書
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 4 その他関係書類

【記入例】実績報告書

様式第6号（第12条関係）

事業完了年月日から20日以内、
又は、3月31日までの日付の早い日付

令和8年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

交付申請書と同じ内容、もしくは、
変更届により変更した内容を入力

所在地 福岡県福岡市博多区東公園〇番〇号
団体等の名称 再生の森を守る会
代表者役職 会長
代表者名 ヘカダ モリオ 博多 森男

印

（記名押印に代えて、署名することができる。）

交付決定通知(P. 24)の日付と文書番号を入力

押印に代えて署名でも提出可

令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業実績報告書

令和7年4月〇〇日付け7林振第〇〇〇〇号で補助金交付の決定のあった令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業を下記のとおり実施したので、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第12条第1項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業成績書 別紙3-1のとおり

2 収支精算書 別紙3-3のとおり

3 事業完了年月日 令和8年3月20日

事業の完了日とは、事業に係る支出等が全て終了した日。この日付より後の領収書は認められませんので、注意！

※活動自体は3月20日までに終了すること！

4 その他関係書類 ・活動実績報告書 別紙3-2のとおり

・支出明細書

別紙3-4のとおり

・支出領収書

・活動状況写真

・購入した物品の写真

・参加者アンケートのとりまとめ表

・実施団体自己評価

・活動状況写真、購入した物品の
写真の撮り方は、P5 参照。
・参加者アンケート、実施団体自己
評価については、P6 参照。

・事業経費で印刷をしたチラシや
資料等があれば、必ず添付して
ください。

・購入した物品の領収書と、活動した日ごとの写真は必ず提出すること。
・領収書の宛名は団体名になっていること。
・報償費の領収書には受領者の署名及び押印をしていること。

【記入例】実績報告書（別紙 3-1）

別紙 3 - 1

事業成績書（総括）

応募区分	☐ STEP1 ☒ STEP2 ☐ STEP3 ☐ STEP4		
活動名称	<u>みんなで作る再生の森癒しの空間づくり</u>		
活動目的	<u>再生地区の裏山に当たる森林で、地域住民が除伐や下草刈りなどを行うことで、住民が入りやすく親しみのある里山林を形成してきた。引き続き、この森林を整備し、住民全体でこの森を守り育てることで、地域の連携を深め、森林保全の意識を高める。また、日頃自然の中で遊ぶことの少ない小学生を対象に、自然環境の中で森林の大切さを伝え、森林を次世代に引き継いでいく担い手の育成を目的とする。</u>		
活動内容 (複数選択可)	☒ 里山林の整備・保全 ☒ 森林環境教育 ☐ その他() ☐ 松林の整備・保全 ☐ 木育 ☐ 竹林の整備・保全 ☐ シンポジウム、発表会等屋内活動 ☐ スギ・ヒノキ林の整備・保全(☐ 下草刈り ☐ 植栽 ☐ 除間伐 ☐ 枝打ち) ☐ その他森林の整備・保全(☐ 下草刈り ☐ 植栽 ☐ 除間伐)		
活動に係る総額	<u>313,750</u> 円	左の内、補助金額	<u>300,000</u> 円
参加者総数	<u>125</u> 人	活動回数	<u>3</u> 回
安全確保	今年度、受講した福岡県森林づくり活動安全講習会： ☒ 有 (☒ 基礎講座(座学)、 ☒ 専門講座(実技)) ☐ 無		

(注) 具体的な活動実績については、異なる活動ごとに活動実績報告書(別紙 3-2)を作成すること。

参加者総数が予定参加者総数に対し、
1割を超えて下回った場合、補助金が
減額とるため注意すること。

複数の活動がある場合は全ての活動について添付

活動実績報告書（個別）

個別活動の 名称	<u>①再生の森整備</u>		
具体的な 活動内容	<u>再生の森において、団体会員が、下草やかん木類の伐採作業を刈払機等を用いて実施。</u>		
実施年月日	令和 <u>7</u> 年 <u>5</u> 月 <u>24</u> 日(土) (<u>3</u> 回のうち <u>1</u> 回目の活動)		
活動場所	<u>福岡市〇〇区〇〇〇〇</u> (通称: <u>再生の森</u>)		
参加者募集の 方法	☐ ポスター、チラシ(で配布、 に掲示) ☒ 広報誌等(<u>〇〇地区広報誌</u> 、 <u>5月号に掲載</u>) ☐ ホームページ等 ☐ その他()		
参加者数	参加者数 <u>32</u> 人 (参加者数のうち、一般募集による参加者数 : <u>0</u> 人) (参加者数のうち、企業等連携相手からの参加者数 : <u>0</u> 人) (参加者数のうち、団体関係者の参加者数 : <u>32</u> 人)		
当日のスケ ジュール	時 間	概 要	詳 細
	<u>9:00</u>	<u>集合</u>	<u>集合後、準備体操・安全点検・熱中症注意喚起等を実施</u>
		<u>作業開始</u>	<u>30分毎に休憩をいれ、水分補給等を行う</u>
	<u>11:00</u>	<u>作業終了</u>	<u>怪我の有無等の確認を実施</u>
	<u>11:30</u>	<u>解散</u>	<u>次回開催日等を周知し、解散</u>
安全確保	保険の加入 : ☒ 有 ☐ 不要 (理由:) ヘルメット : ☒ 使用 ☐ 不要 (理由:) 救急箱の設置 : ☒ 有 緊急時の連絡体制 : ☒ 有 その他安全への配慮 : <u>危険箇所や蜂などの情報を共有</u>		
事故・怪我等 の状況	☒ なし ・ ☐ あり (※ありの場合、状況を記載)		
使用用具	☒ 鎌(かま) ☐ 鉋(なた) ☒ 鋸(のこ) ☐ 刈払機 ☐ チェーンソー ☐ 破碎機(チップー) ☐ その他()		
参加者の 感想	<u>再生の森がきれいになり、森林に親しみを感じた。</u>		
備考			

※異なる活動ごとに作成すること。

【記入例】実績報告書（別紙 3-3）

別紙 3-3

別紙 3-4 と内容を
一致させること。

収支精算書

「増減額」＝「精算額」－「予算額」

1 収入

区分	予算額 (円)	精算額 (円)	増減額 (円)	備 考
補助金	<u>300,000</u>	<u>300,000</u>	<u>0</u>	補助金交付決定額より補助金が増えることはありません。 交付決定額より事業費が少なかった場合は、補助金が減額となります。
自己負担金	<u>11,550</u>	<u>13,750</u>	<u>2,200</u>	
参加費	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
その他	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
合 計	<u>311,550</u>	<u>313,750</u>	<u>2,200</u>	

2 支出

「増減額」＝「精算額」－「予算額」

区分	予算額 (円)	精算額 (円)	増減額 (円)	備 考
報償費	<u>2,750</u>	<u>2,750</u>	<u>0</u>	
旅費	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>0</u>	
需用費	<u>134,700</u>	<u>135,000</u>	<u>300</u>	
役務費	<u>33,600</u>	<u>35,500</u>	<u>1,900</u>	
使用料及び賃借料	<u>140,000</u>	<u>140,000</u>	<u>0</u>	
その他	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
合 計	<u>311,550</u>	<u>313,750</u>	<u>2,200</u>	

（注）別紙 1-3 の予算額と対比させ、作成すること。

なお、区分毎の内訳については、別途支出明細書（別紙 3-4）を作成すること。

（注）参加者総数が予定参加者総数に対し 1 割を超えて下回った場合の確定補助金上限額の計算式は以下のとおり。

確定補助金上限額 ＝ 補助金交付決定額 × （参加者総数 ÷ 予定参加者総数）

「予算額」には、交付申請書
（変更承認を受けた場合は、変
更承認申請書）に添付した収支
予算書の金額を記入する。

【記入例】実績報告書（別紙 3-4）

別紙 3-4

「予算額」には、交付申請書（変更承認を受けた場合は、変更承認申請書）に添付した収支予算書の金額を記入する。

支出明細書

$$C = B - A$$

講師の資格、役割、活動参加日等記載

区分	内容	予算額		精算額				C 補助金の増減額 (円)	備考
		事業費 (円)	A左の内、 補助金額 (円)	数量	単価 (円)	事業費 (円)	B左の内、 補助金額 (円)		
報償費	講師謝金	<u>2,750</u>		<u>1</u>	<u>2,750</u>	<u>2,750</u>			<u>森林インストラクター</u>
	小計	<u>2,750</u>	<u>2,750</u>			<u>2,750</u>	<u>2,750</u>	<u>0</u>	
旅費	講師旅費	<u>500</u>		<u>1</u>	<u>500</u>	<u>500</u>			
	小計	<u>500</u>	<u>500</u>			<u>500</u>	<u>500</u>	<u>0</u>	<u>地下鉄往復代</u>
需用費	消耗品費								
	軍手（大人用）	<u>1,500</u>		<u>30</u>	<u>50</u>	<u>1,500</u>			
	軍手（子供用）	<u>1,500</u>		<u>35</u>	<u>40</u>	<u>1,400</u>			
	飲料水	<u>4,800</u>		<u>35</u>	<u>120</u>	<u>4,200</u>			<u>子供用</u>
	ゴミ袋（10枚入）	<u>1,800</u>		<u>4</u>	<u>450</u>	<u>1,800</u>			
	ガソリン携行缶	<u>5,000</u>		<u>1</u>	<u>5,000</u>	<u>5,000</u>			<u>20L用</u>
	燃料代								
	混合油	<u>2,100</u>		<u>14</u>	<u>150</u>	<u>2,100</u>			<u>7台×2回分</u>
	印刷製本費								
	修繕費								
	資材購入費								
	くぬぎ苗	<u>3,000</u>		<u>35</u>	<u>100</u>	<u>3,500</u>			
	肥料	<u>20,000</u>		<u>10</u>	<u>2,000</u>	<u>20,000</u>			<u>15Kg/袋</u>
	鋸	<u>50,000</u>		<u>10</u>	<u>5,000</u>	<u>50,000</u>			
	スコップ	<u>45,000</u>		<u>35</u>	<u>1,300</u>	<u>45,500</u>			
	小計	<u>134,700</u>	<u>123,150</u>			<u>135,000</u>	<u>121,250</u>	<u>-1,900</u>	
役務費	ボランティア保険	<u>33,600</u>		<u>125</u>	<u>280</u>	<u>35,000</u>			
	小計	<u>33,600</u>	<u>33,600</u>			<u>35,500</u>	<u>35,500</u>	<u>1,900</u>	
使用料 及び 賃借料	刈払機レンタル代	<u>70,000</u>		<u>14</u>	<u>5,000</u>	<u>70,000</u>			
	バス借上	<u>70,000</u>		<u>1</u>	<u>70,000</u>	<u>70,000</u>			<u>植樹1台×1回</u>
	小計	<u>140,000</u>	<u>140,000</u>			<u>140,000</u>	<u>140,000</u>	<u>0</u>	
その他									
	小計								
合計		<u>311,550</u>	<u>300,000</u>			<u>313,750</u>	<u>300,000</u>	<u>0</u>	

（注）別紙 1-4 の予算額と対比させ、作成すること。

（注）備考欄には具体的な内容を記載すること。

（注）原則課税事業者の場合は税抜きの金額で作成すること。

（注）必要に応じて、行を追加して作成すること。

（事業主体） 所在地
団体等の名称
代表者役職
代表者名

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）及び福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第13条第1項の規定に基づき、金 円に確定します。

令和 年 月 日

この金額が**確定補助金額**

この日付が**額の確定日**

福岡県知事 ○○ ○① 印

- 1 消費税法第45条第1項の規定に基づく確定申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱様式第7号を速やかに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還すること。
- 2 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又はない場合であっても、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱様式第7号に当該補助金に係る消費税仕入控除税額等の取扱い状況等を記載し、令和 年6月30日までに知事に提出すること。

消費税相当額を含めて補助金の支払いを受けた場合は、指定の様式（P47）により、額の確定の年の翌年の6月30日までに消費税の申告状況を報告する必要がある。

実績報告の内容を審査し、適当と認められた時は、この補助金の額の確定通知が届き、補助金が振り込まれます。（概算払を行っている場合は、確定額と概算払の差額が振り込まれます。）

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

（事業主体） 所在地
団体等の名称
代表者役職
（フリガナ）
代表者名 印
（記名押印に代えて、署名することができる。）

令和 年度福岡県森林づくり活動公募事業補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定（変更交付決定）のあった令和 年度福岡県森林づくり活動公募事業補助金について、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金（交付金）の額の確定額 金 円
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定額）

2 補助金（交付金）の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円

4 補助金（交付金）返還相当額（3－2） 金 円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料）

5 当該補助金（交付金）に係る消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金（交付金）に係る消費税仕入控除税額等がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

【記入例】消費税仕入控除税額等報告書

様式第7号（第12条関係）

額の確定の年の翌年の6月30日まで

令和9年6月30日

福岡県知事 殿

交付申請書と同じ内容、もしくは、
変更届により変更した内容を入力

所在地 福岡県福岡市博多区東公園〇番〇号

団体等の名称 再生の森を守る会

代表者役職 会長

代表者名 ハカダ モリオ
博多 森男

印

（記名押印に代えて、署名することができる。）

押印に代えて署名でも提出可

令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業補助金に係る

消費税仕入控除税額等報告書

交付決定通知(P.24)の日付と文書番号を入力

令和7年4月〇〇日付け7林振第〇〇〇〇号で補助金交付の決定のあった令和7年度福岡県森林づくり活動公募事業補助金について、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金等交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

額の確定通知(P.46)の日付と文書番号を入力

記

1 補助金の額の確定額 金 300,000円
（令和8年4月〇〇日付け8林振第〇〇〇〇号による額の確定額）

2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額等 金 0円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 0円

4 補助金（交付金）返還相当額（3－2） 金 0円
免税事業者の場合、2～4は全て「0円」と入力すること。

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料）

5 当該補助金（交付金）に係る消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

【記入例】消費税仕入控除税額等報告書

6 当該補助金（交付金）に係る消費税仕入控除税額等がない場合、その理由を記載

〔 免税事業者のため 〕

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

簡潔に理由を入力すること

法人税申告をしない団体（任意団体等）で、免税事業者の場合、当該団体の前々年度事業分の決算書等、売上高を確認できる資料を添付すること。

（詳細は、Q&AのQ29参照）

福岡県森林づくり活動公募事業開催日報

団体名		記入者氏名	
開催日 開催場所	年 月 日 市町村 地区	天候	
参加者数		報道等	新聞・テレビ・ラジオ ※新聞等は別添
実施内容			
ケガ・事故等			
※実施状況（画像データーを添付）			
今後の実施予定			

福岡県森林づくり活動公募事業 参加者の皆様へ

本日の活動は、福岡県森林環境税を財源とした福岡県森林づくり活動公募事業の助成を受けています。つきましては、福岡県森林環境税や森林づくり活動に関するアンケートにご協力をお願いいたします（該当する□を選び、☒をいれてください）。

質問1：差し支えなければ、居住地及び年代、性別をお答えください。

- ☐ 県内 ☐ 県外
☐ 男 ☐ 女
☐ 20歳未満 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代
☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80歳以上

質問2：福岡県森林環境税が課税・活用されている事を知っていましたか？

- ☐ 知っていた ☐ 知らなかった（今日知った）

※福岡県森林環境税の税率 個人：年額500円

法人：年額1, 000円～40, 000円

質問3：今回参加してみて、森林づくり活動についてどう思いますか？

- ☐ 良い活動 ☐ 良くない活動 ☐ 特になし

質問4：今後も森林づくり活動に参加されますか？

- ☐ 積極的に参加する
- ☐ 都合が合えば参加する
- ☐ 参加しない

質問5：今後どのような活動に参加したいですか？（複数回答可）

- ☐植樹や下刈などの「森林整備」
 ☐自然観察などの「森林環境教育」
☐木工工作などの「木育」
 ☐侵入竹伐採などの「里山林の保全・活用」
☐その他（ ）



ご協力ありがとうございました。



参加者アンケートとりまとめ

団体名：_____

回答枚数：_____

質問1：差し支えなければ、年代と性別をお答えください。

県内【__人】 県外【__人】

男【__人】 女【__人】

20歳未満【__人】

20代【__人】 30代【__人】 40代【__人】

50代【__人】 60代【__人】 70代【__人】

80歳以上【__人】

質問2：福岡県森林環境税が課税・活用されている事を知っていましたか？

知っていた【__人】

知らなかった（今日知った）【__人】

質問3：今回参加してみて、森林づくり活動についてどう思いますか？

良い活動【__人】

良くない活動【__人】

特になし【__人】

質問4：今後も森林づくり活動に参加されますか？

積極的に参加する【__人】

都合が合えば参加する【__人】

参加しない【__人】

質問5：今後どのような活動に参加したいですか？（複数回答可）

植栽や下刈などの「森林整備」【__人】

自然観察などの森林環境教育【__人】

木工工作などの木育【__人】

侵入竹伐採などの「里山林の保全・活用」【__人】

その他【__人】

ご協力ありがとうございました。

福岡県森林づくり活動公募事業実施団体 自己評価について

「福岡県森林づくり活動公募事業」に採択され、活動を行った結果について、該当する□を選び、☑を入れてください。

質問1：森林づくり活動公募事業に取り組んでみていかがでしたか。

☐ 良かった ☐ 良くなかった ☐ どちらとも言えない

＜理由をお聞かせください＞

質問2：貴団体や参加者の「森林を守り育てる気運」は向上しましたか？

☐ 向上した ☐ やや向上した ☐ 変わらなかった

＜理由をお聞かせください＞

質問3：貴団体の森林づくり活動について、今後も活動を行いますか？

☐ 補助金等が無くても継続する ☐ 補助金等があれば継続する
☐ 行わない

＜理由をお聞かせください＞

質問4：福岡県森林づくり活動公募事業への御意見、御要望等お聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

变更届

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(事業主体) 所在地

団体等の名称

代表者役職

(フリガナ)

代表者名 印

(記名押印に代えて、署名することができる。)

下記のとおり変更となりましたので、お届けいたします。

記

1. 変更の内容

变更前

変更後

2. 変更年月日 令和 年 月 日

3. 変更の事由

4. 添付書類

【記入例】変更届

変更届

団体名称、代表者、所在地等に変更がある場合は、変更後の内容で記載

令和7年5月15日

福岡県知事 殿

(事業主体) 所在地 福岡県福岡市博多区東公園〇番〇号
団体等の名称 再生の森を守る会
代表者役職 会長
(フリガナ) ハタ モリオ
代表者名 博多 森男

印

(記名押印に代えて、署名することができます。)

下記のとおり変更となりましたので、お届けいたします。

押印に代えて署名でも提出可

記

5. 変更の内容

役員の変更

「団体名称の変更」、「所在地の変更」など、変更の内容と変更前、変更後の情報を記載

変更前 会長 福岡 林太

変更後 会長 博多 森男

6. 変更年月日

令和7年5月10日

所在地の変更の場合は、「事務所の移転のため」など

7. 変更の事由

役員改選のため

8. 添付書類

会則

変更後の団体調書

変更後の役員名簿

【団体名称の変更の場合】

- ・会則等（名称のわかるもの）
- ・変更後の団体調書

【所在地の変更の場合】

- ・会則等（所在地のわかるもの）
- ・変更後の団体調書

【役員（代表者）の変更の場合】

- ・会則等（役員名等のわかるもの）
- ・変更後の団体調書
- ・変更後の役員名簿

団体名称や代表者、住所、役員の変更があった場合は、変更届の提出が必要

電算要綱様式第106号
債権者登録申出書

(新規・変更・取消)

(変更・取消を行う債権者番号)

--	--	--	--	--	--	--	--

※変更・取消の場合は必ず記入してください。

※工事関係の場合…該当するものに○
(精算払用・前金払用・精算前金両用)

申 出 の 理 由	1 新規	①新規取引 ②法人化による新規 ③前金払用口座登録のための新規 ④その他 ()
	2 変更	①名称変更 (旧名称) ②住所変更 ③支払方法や金融機関情報の変更 ④その他 ()
	3 取消	①重複登録による取消 (重複している債権者登録番号) ②法人化による取消 ③債権者死亡による取消 ④その他 ()

福岡県 殿	年 月 日
住 所	
申 出 者 名	
下記のとおり申出します。	

(法人にあっては法人の名称と代表者肩書・氏名を必ず記入してください。)
※新規及び変更の場合は、1～5 すべての項目を記入してください。3の電子メールアドレスについては、お持ちの方は記入してください。
※取消の場合は、1～3までの項目を記入してください。

1	(フリガナ) 名 称			
名称……法人にあっては法人名のみを記入し、法人以外の団体・組合または屋号を有するものにあっては、その名称および代表するものの肩書きと氏名を記入してください。				
2	(フリガナ) 住 所	〒	都道 府県	市 郡 区町村
3	電話番号	— —	電子メールアドレス	@

4	支払方法	1. 口座振替…………… (口座に自動入金) 2. 隔地払 (送金払) …… (振替口座がない場合に選択)									
5	金融機関名	(銀 行) 店						金融機関コード	支店コード		
	預金種別	1. 普通 (総合) 預金 2. 当座預金 ※ (注) 貯蓄預金は不可						口 座 番 号			
	口座名義人 (カタカナ で記入)										

*金融機関情報に記入誤りがないよう十分に確認してください。
誤りがあった場合は、再度申請書を提出していただくことになり、支払いが遅れる可能性があります。

※支払い先として指定できる金融機関について
〔口座振替の場合〕
振替先の指定は県内、県外を問わずできますが、外国銀行および漁業協同組合の一部はできません。
〔隔地払の場合〕 ……金融機関名のみ記入
県外送金の換金場所 ……福岡銀行・西日本シティ銀行・筑邦銀行・福岡中央銀行の本・支店および福岡県信用農業協同組合連合会・福岡県内各農業協同組合の本所・支店のみ (ただし出張所、代理店等はありません)
県外送金の換金場所 ……口座振替に同じ (ただし、ゆうちょ銀行は直営店 (出張所を含む) のみ可能です。ゆうちょ銀行以外の金融機関の出張所・代理店等はありません。

電算要綱様式第106号
債権者登録申出書

(新規・変更・取消) 【記入例】債権者登録申出書

(変更・取消を行う債権者番号)

--	--	--	--	--	--	--	--

※変更・取消の場合は必ず記入してください。

※工事関係の場合…該当するものに○
(精算払用・前金払用・精算前金両用)

申 出 の 理 由	1 新規	①新規取引 ②法人化による新規 ③前金払用口座登録のための新規 ④その他 ()
	2 変更	①名称変更 (旧名称) ②住所変更 ③支払方法や金融機関情報の変更 ④その他 ()
	3 取消	①重複登録による取消 (重複している債権者登録番号) ②法人化による取消 ③債権者死亡による取消 ④その他 ()

福岡県 殿	住 所	福岡市博多区東公園○番○号	令和7年 4月 7日
	申 出 者 名	再生の森を守る会 会長 博多 森男	
	下記のとおりに申出します。		

(法人にあっては法人の名称と代表者肩書・氏名を必ず記入してください。)
※新規及び変更の場合は、1～5 すべての項目を記入してください。3の電子メールアドレスについては、お持ちの方は記入してください。
※取消の場合は、1～3 までの項目を記入してください。

1	(フリガナ) 名 称	サイセイノモリヲモルカイ 会長 博多 森男
---	---------------	-----------------------

法人以外の団体は、代表者役職、代表者名も記載すること。(口座名義人と違ってても可)

名称……法人にあっては法人名のみを記入し、法人以外の団体・組合または屋号を有するものにあっては、その名称および代表するものの肩書きと氏名を記入してください。

2	(フリガナ) 住 所	〒812-8577 福岡 都道府県 福岡 市郡 博多 区町村
		ヒガシコウエン 東公園○番○号
3	電話番号	092 - 643 - 3540
	電子メールアドレス	@

別途費用がかからないよう、原則「口座振替」を選択。

4	支払方法	① 口座振替…………… (口座に自動入金) 2. 隔地払 (送金払) …… (振替口座がない場合に選択)
5	金融機関名	福岡 (銀 行) 県庁内支 店
	金融機関コード	0177
	支店コード	213
	預金種別	① 普通 (総合) 預金 2. 当座預金 ※ (注) 貯蓄預金は不可
	口座番号	
	口座名義人 (カタカナで記入)	サイセイノモリヲモルカイ カイチヨウ ハカタ モリヲ

*金融機関情報に記入誤りがないよう十分に確認してください。
誤りがあった場合は、再度申請書を提出していただくことになり、支払いが遅れる可能性があります。

※支払い先として指定できる金融機関について

〔口座振替の場合〕

振替先の指定は県内、県外を問わずできますが、外国銀行および漁業協同組合の一部はできません。

〔隔地払の場合〕……………金融機関名のみ記入

県外送金の換金場所……………福岡銀行・西日本シティ銀行・筑邦銀行・福岡中央銀行の本・支店および福岡県信用農業協同組合連合会・福岡県内各農業協同組合の本所・支店のみ (ただし出張所、代理店等はありません)

県外送金の換金場所……………口座振替に同じ (ただし、ゆうちょ銀行は直営店 (出張所を含む) のみ可能です。ゆうちょ銀行以外の金融機関の出張所・代理店等はありません。

口座情報の誤り防止のため、通帳のコピーを添付してください。

福岡県森林環境税に関するQ & A

—森林づくり活動公募事業編—

令和7年度版

目次

1 補助対象経費

Q 1 参加者に対しての弁当代などの食料費は補助対象経費となるのか。.....	62
Q 2 報償費の対象となる指導者等とはどのような者か。また、団体の構成員は報償費の 対象となるのか。.....	62
Q 3 現地の下見に要する経費（報償費・旅費）は補助対象経費となるのか。.....	62
Q 4 宿泊料は補助対象経費となるのか。.....	62
Q 5 福岡県森林づくり活動公募事業における物品購入について、どのような物が対象と なるか。.....	63
Q 6 補助対象経費の区分（報償費、旅費、需用費など）ごとに上限はあるか。.....	63
Q 7 参加者の健康管理に必要な飲料水の購入は、補助対象経費になるのか。.....	63
Q 8 活動団体の幟（のぼり）や看板は補助対象経費となるのか。.....	63
Q 9 スタッフジャンパーは補助対象経費となるのか。.....	63
Q 10 参加者へ配布する間伐材を使ったグッズ等は補助対象経費となるのか。.....	63
Q 11 植樹活動を行う場合など、その準備として行う地拵え等の費用はどのように記載 すればよいか。.....	64
Q 12 収支精算書等において、振り込み手数料等は何の区分に計上すればよいか。.....	64
Q 13 事業で使用する車両について、自家用自動車を貸借することは可能か。.....	64
Q 14 チェーンソーや刈払機等の高額な機材については借り上げではなく、購入する ことはできないのか。.....	64
Q 15 木育等で玩具の購入や遊具の賃借をする際に留意すべき事項はなにか。.....	65

2 事業の実施

Q 16 採択となった事業が、予定参加者数に比して著しく参加者数が少なかった場合、 補助金額はどうなるのか。.....	66
Q 17 採択となった事業が、荒天のため中止になった。資材などは購入されており、 支出が発生している場合、補助金額はどうなるのか。.....	66
Q 18 やむを得ない理由とは。.....	66
Q 19 事業を実施するにあたって、応募した企画内容からの変更は認められるのか。 また、補助対象経費の区分（報償費、旅費、需用費など）の追加や大幅な経費の 変更は認められるのか。.....	67
Q 20 参加者数の確認方法は。.....	68
Q 21 予定参加者数が実施で増えた場合はどうなるのか。.....	68
Q 22 領収書の日付が3／20を超えているが補助対象とならないのか。.....	68
Q 23 補助金を使い切れなかった場合はどうなるか。.....	68
Q 24 活動をリモートで実施する場合の留意点は。.....	69

3 広報・その他

Q 25 実施する活動の広報はどうすればよいか。.....	70
-------------------------------	----

Q 2 6 イベントを行う場合、県の後援と表記してよいか。	70
Q 2 7 実施した活動内容の広報はどうすればよいか。	70
Q 2 8 概算払を行う場合の留意点はなにか。	71
Q 2 9 福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項、第 12 条 第 2 項及び第 3 項にある「消費税仕入控除税額」について詳細を教えて欲しい。	72
Q 3 0 森林づくり活動を実施する際に使用する土地（森林）について、所有者の同意書 を提出する必要があるか。	72

1 補助対象経費

Q 1 参加者に対しての弁当代などの食糧費は補助対象経費となるのか。

食糧費は補助対象経費ではありません。補助対象経費となる項目については、「福岡県森林づくり活動公募事業募集要領」をご確認ください。

Q 2 報償費の対象となる指導者等とはどのような者か。また、団体の構成員は報償費の対象となるのか。

報償費などを支給する「指導者」とは、知識や技量を有した人材であり、参加者の安全確保などについても責任を負う必要があると考えられます。

このことから、一定の資格・技能等を有し、かつ講習などを経た者が当たるべきと考えます。

よって、「資格を持っている」「指導できる知識や技量を身につけている」など、報償費を支払うに値する場合には、団体の構成員であっても対象として認められます。

また、上記のことから、参加者の安全確保に係るスタッフへの謝金は補助対象となりますが、受付や会場準備等を行うスタッフへの謝金は補助対象外です。

なお、報償費を支出に計上した団体は、企画書の明細書備考欄に、指導者の資格等を記載してください。

Q 3 現地の下見に要する経費（報償費・旅費）は補助対象経費となるのか。

報償費などを支給する「指導者」に対する現地の下見や事前打合せに要する報償費・旅費は、補助対象経費となります。

また、「指導者」との現地の下見や打ち合わせに要する会員の旅費についても補助対象経費となります。

Q 4 宿泊料は補助対象経費となるのか。

宿泊料については、県外から外部講師（指導者）を招いて活動を行い、宿泊が必要な場合に限り補助対象経費となります。

この場合、「旅費」の「宿泊料」として計上してください。

Q 5 福岡県森林づくり活動公募事業における物品購入について、どのような物が対象となるか。

森林づくり活動公募事業で対象としている経費は、物品購入としては需要品の消耗品費・資材購入費等が該当します。

消耗品費・資材購入費は、県の財務規則等に準じ、「性質形状を変えることなく長期にわたり使用し、かつ保存できる物品」以外の物品の購入が対象となります。

物品については、使用料及び賃借料として借り上げる場合も補助対象経費となりますので、使用頻度等を考慮し、購入を検討してください。購入にあたっては、過大な数量を計上しないよう留意してください。なお、パソコン、デジカメ、プリンターなど、事業以外にも使われる汎用性が高い物品の購入については対象となりません。

Q 6 補助対象経費の区分（報償費、旅費、需用費など）ごとに上限はあるか。

区分ごとに上限額を設定しています。詳しくは福岡県森林づくり活動公募事業募集要領をご参照ください。

Q 7 参加者の健康管理に必要な飲料水の購入は、補助対象経費になるのか。

熱中症予防対策など参加者の健康管理に必要な飲料水の購入については、補助対象経費とします。「需要費」の「消耗品費」として計上してください。

ただし、飲料水は水、お茶、スポーツドリンク等の水分補給に適したものとし、コーヒー、ジュース、栄養ドリンク等は認められません。

Q 8 活動団体の幟（のぼり）や看板は補助対象経費となるのか。

活動団体自身の幟（のぼり）や常設看板は、団体等の日常的な活動に要する経費に該当するため、補助対象外です。公募事業で行った活動を示す看板や標柱、森林のはたらき等を啓発する看板などは補助対象経費となります。

Q 9 スタッフジャンパーは補助対象経費となるのか。

活動団体自身の日常的な活動に要する経費に該当するため、補助対象外です。

Q 10 参加者へ配布する間伐材を使ったグッズ等は補助対象経費となるのか。

参加者へ記念品として配布するだけの目的では補助対象外です。

木工教室を行うために資材を購入し、作った参加者へ配布する場合等は補助対象経費となります。

Q11 植樹活動を行う場合など、その準備として行う地拵え等の費用はどのように記載すればよいのか。

地拵え等の事前準備は、活動参加者以外の第三者に役務の提供を受けた場合に限り、「役務費」の「手数料」として補助対象経費となります。なお、活動参加者が地拵えを行う場合は、補助対象外です。

Q12 収支精算書等において、振り込み手数料等は何の区分に計上すればよいのか。

「役務費」の「手数料」として計上してください。

Q13 事業で使用する車両について、自家用自動車を賃借することは可能か。

道路運送法第八十条の規定では、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。(以下略)」とされています。この場合の「業として有償」とは、「反復・継続的に貸し渡す場合」を指しています。

このため、自家用自動車を数回にわたり継続して借り受ける必要がある場合は、国土交通大臣の許可を受けた業者（レンタカー業者等）から借り受けるようお願いします。

〔参考：道路運送〕

（目的）

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（有償貸渡し）

第80条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。(以下略)

Q14 チェーンソーや刈払機等の高額な機材については借り上げではなく、購入することはできないのか。

毎週定期的に森林整備を実施する場合など、明らかに借り上げより購入の方が経費を削減できる場合に限り、認めることとします。この場合、「森林づくり活動公募事業打合せ書」を事業を管轄する農林事務所に提出し、内容協議をおこなってください。

なお、購入した場合、翌年度以降の活動において、借り上げ代等が補助対象経費に含まれないことがありますので、ご了承ください。

Q15 木育等で玩具の購入や遊具の賃借をする際に留意すべき事項はなにか。

原則、木製のものであるべきと考えます。

なお、木製のものであっても、企画書に記載していない物品を購入や賃借する際は、「森林づくり活動公募事業打合せ書」を事業を管轄する農林事務所に提出し、内容協議をおこなう必要があります。

また、遊具（利用者が上に乗ったり中に入れるサイズの大きなもの）については、「性質形状を変えることなく長期にわたり使用し、かつ保存できる物品」に該当するため購入ではなく、賃借としてください。（Q 5 参照）

ただし、使用頻度等を考慮し、明らかに借り上げより購入の方が経費を削減できる場合に限り、購入を認めることとします。この場合、「森林づくり活動公募事業打合せ書」を事業を管轄する農林事務所に提出し、内容協議をおこなってください。

2 事業の実施

**Q16 採択となった事業が、予定参加者数に比して著しく参加者数が少なかった場合、補助金額は
どうなるのか。**

企画書の予定参加者数に対して、事前に著しく人数が変更となることが予測される場合は、事業費の大幅な変動も考えられることから、事業内容の変更申請などの手続きが必要となる場合がありますので、まずは事業を所管する農林事務所にご相談ください。

なお、参加者総数が予定参加者総数に対し1割を超えて下回った場合、やむを得ない理由がある場合を除いて、次の計算式により補助金上限額を減額し、補助金額を確定することとなりますので、こうした事態とならないよう最大限の努力をお願いします。

$$\text{確定補助金上限額} = \text{補助金交付決定額} \times (\text{参加者数} / \text{予定参加者数})$$

(補助金減額の参考例)

○STEP 3 の応募団体が、予定参加者数 450 人で企画し、当初補助金額 50 万円で交付決定されたが、参加者が集まらず 350 人で実績報告を行った場合の確定補助金上限額

$$500,000 \text{ 円} \times (350 / 450) = 388,888 \div 388,000 \text{ 円}$$

※精算事業費が 388,000 円未満の場合、精算額（千円未満切り捨て）が補助金額となります。

○STEP 3 の応募団体が、予定参加者数 450 人で企画し、当初補助金額 50 万円で交付決定されたが、参加者が集まらず 250 人で実績報告を行った場合の確定補助上限金額

$$500,000 \text{ 円} \times (250 / 450) = 277,777 \div 277,000 \text{ 円}$$

※精算事業費が 277,000 円未満の場合、精算額（千円未満切り捨て）が補助金額となります。

Q17 採択となった事業が、荒天のため中止になった。資材などは購入されており、支出が発生している場合、補助金額はどうなるのか。

森林づくり活動公募事業では、事業の中止ということは想定していません。計画の段階で、延期できる日程の調整（予備日の設定）もあわせて行っておいてください。

Q18 やむを得ない理由とは。

荒天等により予備日を含め、活動が開催できなかった場合等を想定しています。

しかし、上記の場合であっても、内容や目的に沿う形で日程や参加者数の変更等を検討し、出来る限り実行するようにお願いします。

Q19 事業を実施するにあたって、応募した企画内容からの変更は認められるのか。また、補助対象経費の区分（報償費、旅費、需用費など）の追加や大幅な経費の変更は認められるのか。

森林づくり活動公募事業については、応募された企画書を外部有識者等による第三者委員会の審査を受け、推薦されたものから採択しています。

よって、変更は原則認められませんが、現地等の状況の変化などやむを得ない事由によるものに限り、認めるものとします。なお、安全対策のための内容変更は積極的に検討して下さい。

応募した企画内容を変更する場合、「森林づくり活動公募事業打合せ書」を、事業を所管する農林事務所に提出し、内容協議を行ってください。

大幅な経費の変更については、補助金の額が交付決定額に対して30パーセントを超えて減額となる場合は、あらかじめ「変更承認申請書」を知事に提出し、その承認を受ける必要がありますので、金額の変更が生じる場合は十分にご留意ください。

補助対象経費区分の追加や変更に限らず、日程・実施場所等について変更が生じる場合は、できる限り早い段階で事業を所管する農林事務所にご相談ください。

〔必要な手続き等〕

（１）活動日又は場所の変更

- ・農林事務所と打合せ書による協議が必要です。

（２）活動の中止又は縮小（経費支出有）

- ・農林事務所と打合せ書による協議が必要です。
- ・経費が大幅に変更し、補助金の額が交付決定額に対して30%を超えて減額となる場合は、農林事務所と打合せ書による協議後、変更承認申請書の提出が必要です。

※準備段階で支出した経費は、原則補助対象経費として取り扱います。

購入済みの消耗品等については、可能な限り次年度の活動にご活用ください。

（３）全活動の中止（廃止）（経費支出無）

- ・農林事務所と打合せ書による協議を行い、その後、事業中止（廃止）承認申請書の提出が必要です。

（４）参加人数の減少

①参加者総数が予定参加者総数に対し1割を超えて下回るやむを得ない理由がある場合

- ・農林事務所と打合せ書による協議が必要です。

※福岡県森林づくり活動公募事業実施要領の第8の3に基づく補助金の減額は行いません。

②参加者総数が予定参加者総数に対し1割を超えて下回るやむを得ない理由がない場合

- ・補助金上限額を減額した金額で実績報告書を提出してください。（Q16 参照）

③参加者総数が予定参加者総数に対し1割を超えて下回るやむを得ない理由が無く、補助金の額が交付決定額に対して30%を超えて減額となる場合

- ・農林事務所と打合せ書による協議を行い、その後、変更承認申請書の提出が必要です。

（５）補助対象経費の区分の追加

- ・農林事務所と打合せ書による協議が必要です。

（６）大幅な経費の変更（補助金の額が交付決定額に対して30%を超える減額となる場合）

- ・農林事務所と打合せ書による協議を行い、その後、変更承認申請書の提出が必要です。

Q20 参加者数の確認方法は。

実績報告書に添付する事業成績書に活動参加者数を記載して下さい。なお、「一般募集による参加者数」「企業等連携相手からの参加者数」「団体関係者の参加者数」の各内訳を記載して下さい。また、集合写真や参加者名簿等で参加者数がわかるようにして下さい。

ZOOM等のWEB会議システムを利用したリモートでの活動を実施する場合は、参加者数が確認できるパソコン画面を撮影した写真等の提出をお願いします。

Q21 予定参加者数が実施で増えた場合はどうなるのか。

予定より多くの参加者が活動に参加して頂くことは大変ありがたいことですが、仮に上位の応募区分の最低参加者数を超えたとしても交付決定額が増えることはありません。

Q22 領収書の日付が3／20を超えているが補助対象とならないのか。

活動が3／20までに終了しており、支払いのみが3／20を超えて、3／31までの日付であれば補助対象となります。実績報告書の添付資料として、領収書に加えて3／20までに納品されたことを証明する資料を提出して下さい。

なお、この場合、最も遅い領収書の日付を事業完了日としてください。

Q23 補助金を使い切れなかった場合はどうなるか。

現地等の状況の変化などにより、当初計画していた事業費に達しなかった場合は、補助金の額が減額となります。また、補助金の額が交付決定額に対して30パーセントを超えて減額となる場合は、あらかじめ「変更承認申請書」を知事に提出し、その承認を受ける必要があります。補助金の額が交付決定額に対して30パーセント以内の減額となる場合は、減額した額で実績報告書を提出して下さい。

なお、補助金を使い切れなかったからといって、翌年度の公募事業の審査が不利になるようなことはありません。

Q24 活動をリモートで実施する場合の留意点は。

活動をリモートで実施する場合、個人情報の取り扱いや事業要件の確認等を含めて、次の点に留意していただくようお願いします。

①参加者に関する情報の漏えいやサイバー攻撃等のセキュリティリスク

②参加者数のうち、県内在住または県内事業所勤務者数が過半を超えていること

これは、公募事業が福岡県森林環境税を財源としており、実施要領において、「参加予定者のうち、県内在住者または県内事業所に勤務する者が過半数であること」と規定されているため。

③参加者アンケートの実施

3 広報・その他

Q25 実施する活動の広報はどうすればよいか。

福岡県森林づくり活動公募事業の目的は森林を県民共有の財産として社会全体で育てる気運の向上であり、多くの県民に活動について知っていただくことが重要です。

つきましては、実施する活動の広報について、マスコミや市町村公報等を積極的に活用していただくようお願いします。その際、「福岡県森林づくり活動公募事業採択事業」「この活動は、福岡県森林環境税を活用して実施しています」等と表記してください。

また、県ホームページに参加者募集案内を掲載することも可能です。チラシ等活動の概要やスケジュールを電子メール等で提出ください。

さらに、現地において、団体の実際の活動を広く県民にPRすることも重要です。県民への効果的な周知を図るため、活動の参加者に対し、森林環境税を活用した活動であることを周知していただき、活動の際は、参加者などの人目に付く箇所に森林環境税PRの幟（のぼり）を設置するようご協力をお願いします。

なお、森林環境税PRの幟は、事業を所管する農林事務所において貸し出しています。

Q26 イベントを行う場合、県の後援と表記してよいか。

森林づくり活動公募事業は、県民自らが企画立案し、実行する森林づくり活動に支援を行うものです。よって、県として個別に団体を後援するという行為は行っていません。ポスターやチラシには「福岡県森林づくり活動公募事業採択事業」「この活動は、福岡県森林環境税を活用して実施しています」等と表記してください。

Q27 実施した活動内容の広報はどうすればよいか。

福岡県森林づくり活動公募事業の目的は森林を県民共有の財産として社会全体で育てる気運の向上であり、多くの県民に活動について知っていただくことが重要です。よって、実施された活動については、マスコミや市町村広報、また地域のイベント等で積極的に広報をお願いします。

また、県ホームページに活動状況を掲載することも可能です。開催日報を電子メール等でご提出ください。

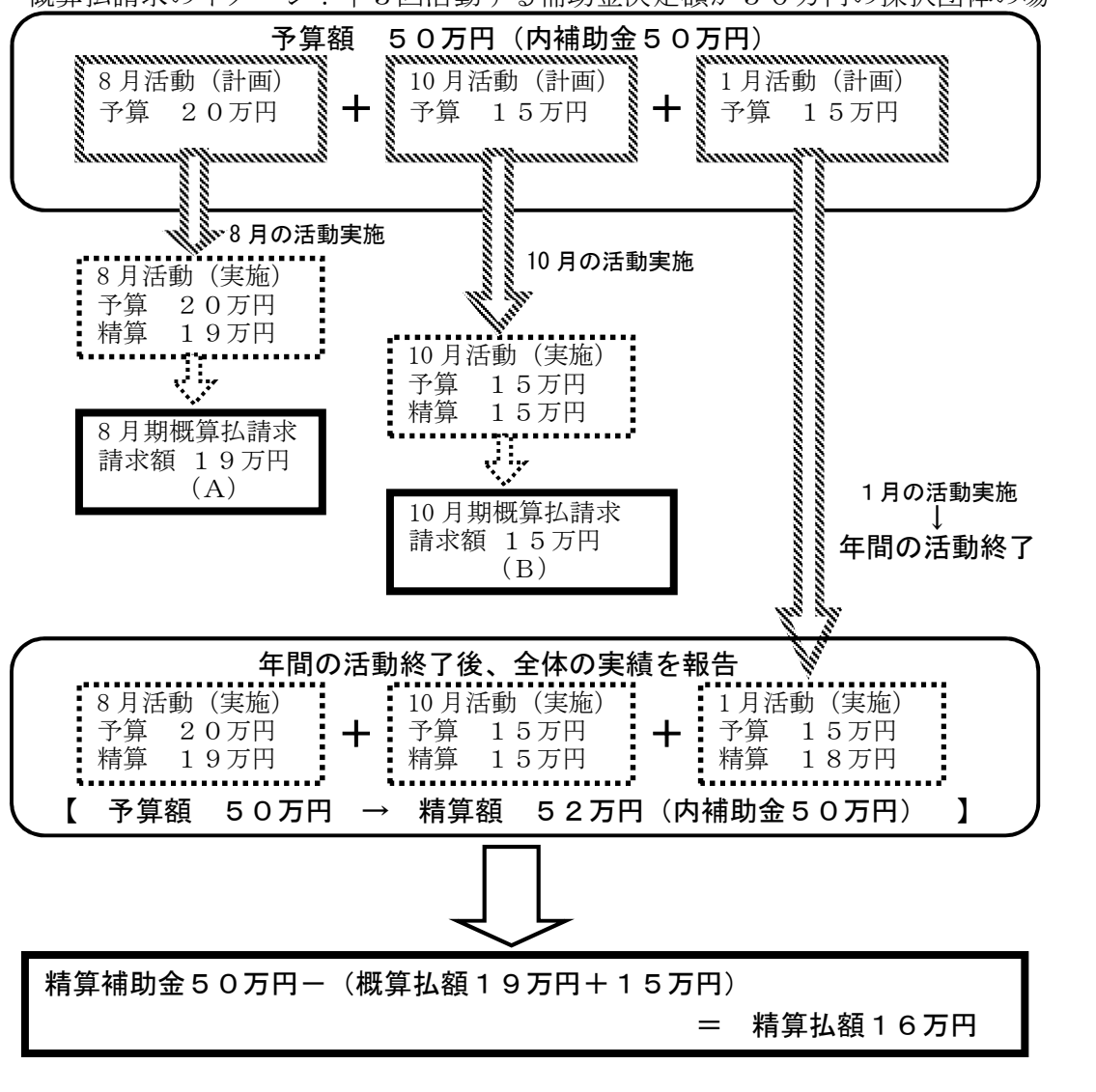
Q28 概算払を行う場合の留意点はなにか。

森林づくり活動公募事業における概算払は、福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金交付要綱第10条及び実施要領第7条に基づき、複数回の活動がある事業計画において、そのうち1回以上の活動が終了した場合に請求することができます。概算払請求書の記入については、記入例を参考に作成してください。

なお、活動写真については、実績報告書で確認しますので、概算払請求書への添付は不要です。

【 参考 】

概算払請求のイメージ：年3回活動する補助金決定額が50万円の採択団体の場



Q29 福岡県県民参加の森林づくり推進事業補助金交付要綱第6条第2項、第12条第2項及び第3項にある「消費税仕入控除税額」について詳細を教えてください。

補助事業を実施する場合において消費税法に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税相当額を含む支払いを行うこととなりますが、税法上、事業主体によっては、確定申告の際に消費税相当額を税務署に納める消費税納付額から控除（消費税仕入控除税額）できる場合があります。

消費税仕入控除税額の仕組みでは、事業主体の「消費税の取り扱い」が3種類に分けられ、それぞれに対応する補助金の取り扱いは以下のとおりです。

消費税の取り扱い	要件	補助金の取り扱い
免税事業者	課税売上が1千万円以下の事業者	補助金額は消費税を含む (消費税の納税が免除され、控除もないため)
簡易課税事業者	課税売上が1千万円を超え、5千万円以下の事業者	補助金額は消費税を含む (みなし仕入率を用いるため、補助金にかかる消費税仕入れ控除額が明らかとならないため)
原則課税事業者	課税売上が5千万円を超える事業者	補助金額から消費税分は除く (ただし、売上に占める寄付金・補助金などの特定収入の割合が5%未満の場合に限る)

また、「消費税仕入控除税額等報告書（別添様式第7号）」の添付書類は以下のものとします。で、これに従って記載内容の確認をお願いします。

消費税の取り扱い	添付書類（例）
免税事業者	【法人税申告をする団体（一部のNPO、公益法人等）】 当該団体の前々年度事業分の法人税確定申告書（写）
	【法人税申告をしない団体（任意団体等）】 当該団体の前々年度事業分の決算書
簡易課税事業者	当該年度の消費税確定申告書（写）
原則課税事業者	当該年度の消費税確定申告書（写）及び特定収入の割合を確認できる書類

※ フローについてはP9を参照。

Q30 森林づくり活動を実施する際に使用する土地（森林）について、所有者の同意書を提出する必要があるか。

使用する土地（森林）については、所有者の同意を得る必要があると考えます。また、県に対し、同意書を提出する必要はありませんが、トラブルを防止するため、口頭での同意ではなく、同意書を取得しておくのが望ましいと考えます。

【参考様式】同意書

年 月 日

(活動実施団体)

殿

(森林所有者名)

印

同 意 書

貴団体が実施する森林づくり活動に、私が所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地

あくまでも参考様式ですので、必要に応じ適宜変更して使用してください。

5 書類提出先、問合せ先一覧

農林事務所	管轄する市町村
【福岡農林事務所 林業振興課】 〒810-0042 福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 福岡西総合庁舎 6階 TEL:092-735-6137 FAX:092-712-3485	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、 宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、 糸島市、那珂川市、糟屋郡
【朝倉農林事務所 林業振興課】 〒838-0068 朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎 4階 TEL:0946-22-6585 FAX:0946-21-0049	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡
【八幡農林事務所 林業振興課】 〒807-0831 北九州市八幡西区則松3丁目7番1号 八幡総合庁舎 4階 TEL:093-601-5567 FAX:093-601-8863	北九州市、中間市、遠賀郡
【飯塚農林事務所 林業振興課】 〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎 4階 TEL:0948-21-4965 FAX:0948-24-1134	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、 嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
【筑後農林事務所 林業振興課】 〒833-0041 筑後市大字和泉606-1 TEL:0942-52-5972 FAX:0942-52-5994	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、 大川市、みやま市、三潞郡、八女郡
【行橋農林事務所 林業振興課】 〒824-0005 行橋市中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎 3階 TEL:0930-23-0388 FAX:0930-23-7861	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡